

令和元年

三重県議会定例会会議録

(6 月 12 日)
(第 6 号)

第6号
6月12日

令和元年

三重県議会定例会会議録

第 6 号

○令和元年6月12日（水曜日）

議事日程（第6号）

令和元年6月12日（水）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔一般質問〕

会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 51名

1	番	川 口	円
2	番	喜 田	健 児
3	番	中 瀬	信 之
4	番	平 畑	武
5	番	石 垣	智 矢
6	番	小 林	貴 虎
7	番	山 本	佐知子
8	番	山 崎	博
9	番	中瀬古	初 美
10	番	廣	耕太郎
11	番	下 野	幸 助

12	番	田	中	智	也
13	番	藤	根	正	典
14	番	小	島	智	子
15	番	木	津	直	樹
16	番	田	中	祐	治
17	番	野	口		正
18	番	倉	本	崇	弘
19	番	野	村	保	夫
20	番	山	内	道	明
21	番	山	本	里	香
22	番	稻	森	稔	尚
23	番	濱	井	初	男
24	番	森	野	真	治
25	番	津	村		衛
26	番	杉	本	熊	野
27	番	藤	田	宜	三
28	番	稻	垣	昭	義
29	番	石	田	成	生
30	番	小	林	正	人
31	番	服	部	富	男
32	番	谷	川	孝	栄
33	番	東			豊
34	番	長	田	隆	尚
35	番	奥	野	英	介
36	番	村	林		聡
37	番	今	井	智	広
38	番	北	川	裕	之
39	番	日	沖	正	信

40	番	舟 橋	裕 幸
41	番	三 谷	哲 央
43	番	中 村	進 一
44	番	津 田	健 児
45	番	中 嶋	年 規
46	番	青 木	謙 順
47	番	中 森	博 文
48	番	前 野	和 美
49	番	舘	直 人
50	番	山 本	教 和
51	番	西 場	信 行
52	番	中 川	正 美
(42)	番	欠	番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	湯 浅 真 子
書 記 (事務局次長)	畑 中 一 宝
書 記 (議事課長)	西 塔 裕 行
書 記 (企画法務課長)	枅 屋 武
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	平 井 靖 士
書 記 (議事課班長)	中 西 健 司
書 記 (議事課主幹)	松 本 昇

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	渡 邊 信一郎
副 知 事	稲 垣 清 文
危機管理統括監	服 部 浩

防災対策部長	日 沖 正 人
戦略企画部長	福 永 和 伸
総 務 部 長	紀 平 勉
医療保健部長	福 井 敏 人
子ども・福祉部長	大 橋 範 秀
環境生活部長	井戸畑 真 之
地域連携部長	大 西 宏 弥
農林水産部長	前 田 茂 樹
雇用経済部長	村 上 亘
県土整備部長	渡 辺 克 己
環境生活部廃棄物対策局長	中 川 和 也
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	辻 日出夫
地域連携部南部地域活性化局長	伊 藤 久美子
雇用経済部観光局長	河 口 瑞 子
企 業 庁 長	山 神 秀 次
病院事業庁長	加 藤 和 浩
会計管理者兼出納局長	荒 木 敏 之
教 育 長	廣 田 恵 子
公安委員会委員	山 本 進
警 察 本 部 長	難 波 健 太
代表監査委員	山 口 和 夫
監査委員事務局長	水 島 徹
人事委員会委員長	竹 川 博 子
人事委員会事務局長	山 口 武 美

選挙管理委員会委員

中西 正 洋

労働委員会事務局長

山岡 哲 也

午前10時0分開議

開 議

○議長（中嶋年規） ただいまから本日の会議を開きます。

質 問

○議長（中嶋年規） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。20番 山内道明議員。

〔20番 山内道明議員登壇・拍手〕

○20番（山内道明） おはようございます。公明党、四日市市選出の山内道明です。

令和元年度、鈴木知事3期目のスタートに当たりまして、次期行動計画に Society 5.0やSDGsの視点を据えていくとの方向性が示されました。特に、SDGsは誰一人取り残さないとの理念に基づき、多様で包容力のある持続可能な社会の実現、そして複雑化する様々な課題の解決に資するものと、大きな期待をしています。

県議会におきましても中嶋議長のもと、議員勉強会の開催を予定していただいております。私自身、しっかり学び、誰一人取り残さないとの思いで議員活動を進めていくことを改めて決意しております。

さて先日の三重県経営方針（案）にも示されているように、災害に強い地域社会の構築は最重要であり、国の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を受けて、三重県は「観往知来」防災・減災対策パッケージに取り組むことが明記をされております。その中において、ソフト対策に取り組む

に当たり、高齢者や障がい者など、災害弱者とされる皆さんに視点を置いていくということは重要であると考えています。

例えば、グループホームなどの福祉施設の避難計画の策定は急がれています。施設によっては福祉避難所に指定されているところもございます。

さらには次の段階として、災害時に事業活動の継続を図るための事業継続計画、いわゆるBCP策定に向けた取組、これは例えば、中小企業、小規模企業に対しては、その策定に資する専門家派遣や講習会の開催、病院に対しては施設・設備整備への支援とともに、全ての病院でBCPの考え方に基づく災害時医療マニュアルの整備、定着への支援が明記をされております。

先日的一般質問では、観光施設へのBCP策定への支援も観光局長の答弁にもございました。

同じように、災害弱者とされる皆さんの2次災害による生活の安定、健康状態の維持、衛生面の改善を図ることは、災害に強い地域社会の構築に向けて重要であり、福祉施設へのBCP策定に向けての支援が必要であると考えます。みえ防災・減災センターの相談窓口へもBCP策定に関する問い合わせもあるようです。

そこで質問ですが、主に入所を伴う高齢者福祉施設並びに障がい者福祉施設における非常災害対策計画の策定の状況と、BCP策定に向けた今後の取組についてそれぞれお答えをいただきたいと思います。

〔福井敏人医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（福井敏人） 私からは、高齢者福祉施設における非常災害対策計画の策定状況と、BCPの策定促進についてお答えを申し上げます。

県におきましては、高齢者福祉施設に対して、災害時の利用者の安全を確保するために必要な組織体制、行動手順等を定めた非常災害対策計画を策定するように求めているところでございます。

平成29年2月に、震災や土砂災害、洪水等に係る非常災害対策計画の策定状況について調査を行った結果、特別養護老人ホームなど513の入所施設のうち、計画を有しているのは336施設、65.5%となっております。

県では、各施設に対しまして、防災対策チェックリストによる自主点検を求めることなどにより、防災意識の向上を図りつつ、非常災害対策計画の必要性や重要性について周知を行っており、現在、平成31年3月31日時点における計画の策定状況等について調査を行っておりでございます。

今後は、調査結果を踏まえまして、未策定の高齢者福祉施設に対して、子ども・福祉部とも連携をしつつ、計画の策定を強く働きかけてまいります。

また、災害によって大規模停電や断水等、ライフラインが長期間寸断され、サービス提供が困難となった場合に備え、昨年10月には、その対策状況を確認するための点検項目を周知したところでございます。

まずは、非常災害対策計画の策定促進を図りつつ、既に計画を策定している施設に対しましては、事業継続計画、BCPの策定に向けた助言や働きかけを行ってまいります。

以上でございます。

〔大橋範秀子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（大橋範秀） 私のほうからは、入所を伴う障がい者福祉施設における非常災害対策計画の策定状況等についてお答えいたします。

障がい者福祉施設においても、高齢者福祉施設と同様に、非常災害対策計画を策定することが求められています。

災害時に自力避難が困難な方が多く、障害者支援施設など入所を伴う障がい者福祉施設における非常災害対策計画の策定状況におきましては、平成29年2月の調査結果では県内47施設中24施設で、策定割合が51.1%にとどまっております。

現在、平成31年3月末時点での計画の策定状況について調査をしているところですが、県といたしまして、計画が未策定の施設に対しましては、集団での説明会、また個別の实地指導等の機会を捉えて策定を強く促してまいります。

また、人命の安全が確保された後、障害福祉サービスを中心とする重要な事業を継続、早期に全事業の復旧を図ることは災害弱者となる障がい者の災

害対策としては重要であるという認識から、まずは非常災害対策計画の策定促進を図りつつ、事業継続計画、BCPの策定に向けて、他県の取組状況も参考にしながら必要な支援を行ってまいります。

[20番 山内道明議員登壇]

○20番（山内道明） 御答弁ありがとうございました。

いずれの部長からも非常災害対策計画は、その策定に向けてしっかりと強く働きかけていただくということで、今現在は調査中であるということでありました。

また、BCPの策定に向けても、その必要性はしっかりと認識をしていただいていることがわかりましたので、しっかりと推進をいただきたいと思っております。

その上でございますけども、特に福祉施設、その運営状況からもうかがいますと、施設内のマンパワー、これはやはり中小企業とか病院と比べると強くはない、そういった状況があるように感じております。実際に、関係者の方からも、施設がこういったBCP等の策定に取り組むに当たりましては、地域、関係団体との連携を進めていく上でのパイプ役として、また策定の指南役として自治体の力が必要である、具体的にはワーキンググループなどを設置してほしい、そういった声もいただいております。

その上で今回、三重県職員防災人材育成指針（仮称）の策定が示されておりますが、これはBCPへの取組に限らず、防災、減災のソフト対策を進めていく上で、また今回のような県民の期待に応えていくためには、県職員の能力・資質向上は大変重要であるというふうに考えています。

そこで、三重県職員防災人材育成指針（仮称）策定への意気込み、またその中身についてお答えをいただきたいと思えます。

○知事（鈴木英敬） 実は、この指針は被災地に応援に行った職員から提案がありました。ある調査でも阪神・淡路大震災、それから東日本大震災、熊本地震の被災自治体の職員に聞いたところ、災害に対するイメージがなかったと答える職員が非常に多かったということ踏まえて、被災地に行ってくれ

た職員が提案をしてくれました。

特に、その職員が言っていたのは、災害を経験した人たち、被災地に応援に行った、あるいは被災をした自治体の職員、そういう人たちの言葉を聞くことで、災害が発生したらどうなるのかというイメージをしっかりと持つ。災害エスノグラフィーというんですけれども、また横文字連発と言われるかもしれませんが、そういうこの災害エスノグラフィー研修のような形で、災害時のことをしっかりとイメージをする、その上で平常時にしっかりと防災・減災対策に取り組む、災害発生時に応急対策にしっかりと取り組む、そしてその後、創造的復興をしっかりとなし遂げる、こういうような能力を蓄えていこうというようにことで指針をつくりたいと思っています。

検討過程においても、職員、有識者、もちろん議会の皆さんの御意見を聞いて、年度内に策定をしたいと思っています。その上で、先ほどあった医療、福祉をはじめ、全部局全職員が防災に対して我が事だというふうに思える、そんな人材育成になるように取り組んでいきたいと思っています。

〔20番 山内道明議員登壇〕

○20番（山内道明） ありがとうございます。知事から力強く御答弁をいただきました。

特に、被災をされた現場へ応援に行ったその職員のほうから自ら提案があったということは、非常に県民といたしましてもうれしいことであり、心強いことであると思っています。今回の指針を通して、防災、減災への意識を県職員の皆さんがしっかりと持っていただいて、またイメージをしていただいてということで、さらには業務の中に踏み込んだ形で掘り下げて職員の皆さんが活動をいただく、そういったところに関しても期待をさせていただきたいと思っています。

また、大規模災害発生時におきましては、県職員の皆さん、大きな使命を担っていただいております。そういった使命を果たしていただくためにも、事前のそういった環境づくりの視点ということからも、改めてBCPの策定というのは、やはり重要なんだなということを確認をさせていただきました。

ので、ぜひともどうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、続いての質問にまいります。社会全体で「子どもとその家族」を守るために！と題しまして二つ質問をさせていただきたいと思います。

昨今の様々な子どもに対する、また子どもを巻き込んだ事件によりまして、社会全体で子どもを守ろうとする機運が高まってきています。各自治体や警察、教育委員会などの関係機関も全力を挙げて、貧困、虐待、いじめ、通学路の安全確保など、子どもを取り巻く様々な環境を改善するため対策を進めていただいております。

三重県では、社会情勢の変化を踏まえて、子どもたちの尊い命を守る対策を実現するために、子どもを虐待から守る条例の改正や、三重県子どもの貧困対策計画の次期計画の策定が予定をされています。様々な取組を進める上で、一つ重要と考えますのは、先日一般質問の谷川議員からもございましたように、予防や未然防止の視点に立った各関係機関の連携とその精度であるというふうに考えています。

今日はこのような視点も踏まえて質問をさせていただきます。

まず一つ目は、みえ子ども医療ダイヤル#8000の充実、利用促進についてでございます。

御存じの方も多と思われる中、3人を子育て中の我が家で知らなかったというのは大変に恥ずかしい感もございますが、周辺の子育て世代でも意外と知らない方も多く、こういった現状もわかってまいりました。

私は先月、ある方から教えていただき、その有効性とさらなる充実について要望をいただきました。この方は、他県から里帰りをしていた子育て中の娘さんの苦勞する様子を横で見ている、そういった状況を見てお声をいただきました。つまり、おばあちゃんの方でございます。

(パネルを示す)こちらが、みえ子ども医療ダイヤル#8000の案内チラシとなります。小児患者の保護者等からの電話相談に医療関係の専門相談員が対応し、適切な助言及び指示を行い、夜間、早朝における365日、子どもの症状等に関する保護者らの不安解消を目的としております。時間帯などは全

国でもほぼ同じ運用でございます。

長い歴史のある取組となっているようですが、子どもを取り巻く環境の変化、特に保護者の生活環境の変化も含めて、今一度、周知と利用促進のために取り上げをさせていただきます。

このみえ子ども医療ダイヤル#8000の運用状況について、またさらなる利用促進に向けて、その考え方、取組をお聞かせをいただきたいと思います。

〔福井敏人医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（福井敏人） 子ども医療ダイヤルの運用状況と利用促進について御答弁申し上げます。

子ども医療ダイヤルは、保護者の方が、夜間における子どもの急な病気やけがの症状にどのように対処したらよいか、専門の相談員に電話相談できる制度であります。

現在、全ての都道府県で事業が実施されており、全国統一の短縮番号#8000をダイヤルすることにより、各都道府県の相談窓口につながる仕組みとなっております。

本県では、平成14年から事業を開始し、365日、19時30分から23時30分の間において相談事業を実施してきました。

また、議員から御紹介がありましたように、平成26年度からは、深夜における相談にも対応するために、翌朝8時まで相談時間を拡大して事業を実施しております。

相談件数につきましては、年間で9000件から1万件程度で推移をしております。昨年度は、県内全市町から1万859件の相談が寄せられております。

みえ子ども医療ダイヤルにつきましては、市町や医師会等と連携をし、各市町の施設や医療機関、幼稚園、保育所などにチラシやリーフレットを設置するほか、ホームページでも周知を行っておるところでございます。

また、母子手帳に掲載するとともに、1歳半、3歳児健診時においても啓発を行っているところであります。

みえ子ども医療ダイヤルは、核家族化の進展などによる保護者の子育て不

安を解消するための手段としても重要な取組であり、一人でも多くの県民の皆さんに知ってもらえるよう、今年度は、カード型啓発リーフレットを新たに作成し、配布をしたところです。

今後一層、市町、関係機関と連携をして、周知に努めてまいります。
以上であります。

〔20番 山内道明議員登壇〕

○20番（山内道明） 御答弁ありがとうございました。

今年度、カード型リーフレットを作成いただいて周知に力を入れていただくということでございます。しっかりと周知をいただいて、一人でも多くの方に知っていただいて、安心感を届けていただきたいと思います。

例えば埼玉県では、不安解消と適正受診の推進を目的に、平成29年10月から全国で唯一、24時間対応をしています。埼玉県にその効果について情報提供をいただきましたところ、相談の約8割は急ぎ医療機関への受診の必要性の低い相談であることから、24時間365日いつでも相談できる体制を整備することで適正受診を推進し、結果として医療機関の負担軽減にもつながることが期待される、また、保護者や家族のほうからの御意見として、医療機関に受診すべきかどうか迷ったときに、いつでも相談できる窓口があることは、適切な受診行動につながるとともに、非常に不安解消につながると、やはりございました。

私がお声をいただいた四日市市では、独自に育児健康ホットラインで日中の相談対応をしています。四日市市の実績では、#8000による夜間の相談件数は昨年度2229件、育児健康ホットラインでの日中の相談件数は同じく昨年度3433件となっています。実は日中のほうが多い、こういった結果になっております。

今回、御相談いただいた方からも、本来は受診をすることが最も望ましいことはわかっていると、そうした上で、目の前の子どもの状態に不安を抱えて、せっぱ詰まっている状況で、場合によっては孤独感を感じている状況で、いつでも専門の方と電話でつながる相談窓口がある、この安心感がとても重

要なんですというふうに教えていただきました。

これは少し余談ですが、私、今回の選挙戦におきましては、小さな声、声なき声を形に、というのをキャッチフレーズに進めさせていただきましたが、様々な方から声なき声とはどういう声ですか、そういった問い合わせをいただくことができました。今、改めて感じておりますのは、こういった今回のお声というのは、お母さん、当事者ではなくて、家族の方であったり、また周囲の方であったり、その周辺の方が当事者になりかわって声をいただいております。まさしくこういった声は声なき声なんではないかなと、こういった思いもあって今回は取り上げさせていただきました。

先ほどの埼玉県の場合でもありましたように、約8割は急ぎ医療機関への受診の必要性が低い相談であるということは、まさしく不安感に迫られて電話相談、電話をかけてきていただいているという、そういった実態が如実にあらわれているのではないかなというふうに思っています。

子どもの虐待の実態は、母親からの虐待が残念ながら最も多い状況。最も我が子に寄り添い、誰よりも子どもとのかかわりが強いゆえに、育児や子育てにおける不安感が誰よりも強いことは明確です。

また、仕事を抱えているお母さんも多い中、仕事を休んで子どもを受診させる必要があるかどうかの判断、こういった悩みも切実でございます。まさしく仕事と子育てのはざまでの葛藤は大きなストレスであり、これは社会環境の変化によって発生しているものだと思います。

現在、県内で日中の子どもの医療相談体制が十分にとられておりますのは6市2町と伺っています。今後の利用促進に向けた啓発とともに、県内における相談体制の充実も各市町と連携して推進をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは最後の質問にまいります。最後の質問は、子どもの救急医療とかかりつけ医の推進についてです。

さきの質問のとおり、早朝、また夜間など#8000を利用していただくことで、不安の解消につながるとともに、夜間や休日の子どもの救急医療体制も

あわせて重要です。

第7次三重県医療計画では、小児救急を含む小児医療体制が一つの事業として位置づけられています。中でも小児救急医療においては、時間外や軽症患者による二次救急医療機関の受診が増加をしているため、救急医療のかかり方や、かかりつけ医への早期受診など、適切な受診行動についての啓発、情報提供、相談支援体制の充実などが課題とされています。

そこでまず、小児救急医療体制の充実に向けて、今後どのように取り組んでいくのかをお答えください。

続けます。

適切な受診行動につなげるためには、かかりつけ医を持つことが重要であると考えます。その上で、本年4月より三重県全域で6歳までの子どもたちに対して一定の所得制限のもと、医療費の窓口無料化がスタートしています。県内の多くの保護者の方から喜びの声をいただいております。

私も1期4年間の中では2回にわたり、この場で質問をし、子どもの貧困対策の観点での導入を強く訴えさせていただきましたが、医療費の窓口無料化により、これまで経済的な理由で医療機関への受診をためらったり、できなかった子どもたちの受診が推進されてまいります。また、推進されてほしいというふうに思います。行政や地域、学校から孤立しがちな貧困家庭にとって、一つの社会の窓口として、こういった地域の医療機関、つまりかかりつけ医の存在はさらに重要であろうというふうに考えます。

以上のことから、子どもの救急医療体制の充実とともに、子どものかかりつけ医の推進が必要であると考えますが、いかがでしょうか。

〔福井敏人医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（福井敏人） かかりつけ医の推進をはじめとした子どもの救急医療体制の充実についてお答えを申し上げます。

まず、小児の救急医療体制の充実でございますが、県では、第7次三重県医療計画において、不足する小児科医の人材育成、確保に努めるとともに、症状の軽い患者は小児科の診療所や休日夜間応急診療所等で、入院治療を必

要とする患者は小児地域医療センター等で対応するなど、小児救急に関する機能分担と集約化を進め、小児救急医療体制の充実に取り組んでいくこととしております。

次にかかりつけ医でございますが、小児救急においては、時間外や軽症患者の大規模病院での受診が多い傾向にあり、適切な受診行動となるよう、かかりつけ医を持つことを周知することが重要であると考えております。特に子どもは、家族や医師に自らの状態を正確に伝えることが難しい場合も多く、常日ごろから子どもの状態を把握している、かかりつけ医と相談できる体制にあることが必要です。

そのため、子どもの救急対応マニュアルをホームページに掲載するなど、家庭の看護力の向上の取組を進めますとともに、救急医療機関のかかり方や、かかりつけ医への早期受診等、適切な受診行動についての啓発に取り組んでいるところであります。

子どもに限らず、かかりつけ医を持つことは、医療機能分担の趣旨や医療費適正化の観点からも重要な取組であると認識しており、今後も医師会や医療機関等の関係機関、関係部局とも連携を図りながら、かかりつけ医を持つことの重要性について啓発を進めてまいりたいと考えております。

〔20番 山内道明議員登壇〕

○20番（山内道明） 御答弁ありがとうございました。救急医療体制と、またかかりつけ医の必要性、しっかりと認識をさせていただきますとともに、しっかりと取り組んでいくということでしたので、よろしく願いをしたいと思っております。

例えば亀山市では、特にこれは乳幼児に対してということでしたが、かかりつけ医に相当するクリニックがございまして、特に医師の意識が非常に高いということも聞いておりますが、行政と綿密に日ごろから連携をして、心配な子どもに関しては、顔の見える形で保健師らとの情報共有が積極的に行われている、こういったことを伺いました。

あわせて子どもの受診に同行した保護者の状況についても、つぶさに医師

が観察をするというか、見ていただいて、その所見も共有をしている、こういった状況もあるというふうに伺いました。

また先日、北勢児童相談所の関係者との意見交換の際、今後の児相と医療機関との連携という部分におきましては、総合医療センターなど大型の医療機関とともに、地域のクリニックとの連携が課題である、こういった認識もされておりました。

(パネルを示す) この資料、これは2016年11月29日の一般質問におきまして、私が使用した資料でございます。若干修正しております。時間の関係上、確認のみとさせていただきますが、さらなる今後の窓口無料化の充実も含めて、社会全体で子どもとその家族、家庭を守っていくには、今後このような連携にも期待したいと思っております。

それでは、少し話はかわりますけども、残った時間で、この6月は、みへの育児男子推進月間であります。先月の報道でも三重県は合計特殊出生率が前年比0.05ポイント増の1.54、その伸び率は全国1位タイということでございます。知事は今回の結果を受けて、パートナーの育児参画を推進してきたことが要因の一つであるとされております。

そこで、育児男子ハンドブックを改めて見てみました。そのハンドブックには、主に家庭内やプライベートでの育児について掲載されております。少しその先に目を向けてみますと、幼稚園や保育園などへ通園するようになると、PTA活動や子どもの送迎などのかかわりが出てきます。小学校の段階になると、さらに学校とのかかわりは深いものになってきます。PTA活動や子ども会、子どもの見守りなど、子どもとその家族を取り巻く環境は大きな変化が生じてまいります。

うちの妻もちょうど今、地元地域の子ども会の役員をしております。うちの地域は教育長とも同じ地元になりますけれども、いつもありがとうございます。役員をしております、私のほうはその分、長女の通う特別支援学校のPTA活動に積極的に参加をしております。スクールバスの毎朝の出発地点への朝の送り届けも私の担当であります。

ここでわかりやすい例として、私がかかわっている特別支援学校のPTA活動で話をさせていただきますと、その活動の中心は子どもが学校に通学している時間帯、平日の日中が中心となってまいります。今年、PTA副会長をしていただいているお父さんがおられますけれども、年度がかかわってわずか2カ月余り、この間で既に4回程度、有給休暇などをもって活動に参加をしていただいております。非常に熱心です。お母さんたちも有給休暇をとって参加していただいている方がほとんどでございます。残念ながらPTA休暇というものはありません。

また現在、子どもたちへの見守り活動が活発になってきております。地域によっては当番制で保護者が見守りをしているような地域もありますが、朝の出勤時間の調整をするのに苦勞されているというお話も伺います。

先日、報道では、海外のこれは例として、学校への送迎や見守りに対して社会全体の理解があり、朝の出勤時間を遅らせるなど、フレックスタイムを導入している国もあるというふうに伺いました。

そこで、ぜひ育児、子育てに先進的に取り組んでいる三重県からPTA活動や見守りなど、子育てに意欲のある保護者が参画しやすいような環境整備に向けての啓発にも、ぜひ力を入れていただきたいと思っております。持続可能な子どもたちへのかかわりを推進していくためには、やはり保護者の力が何より必要でありまして、保護者同士のつながる機会をつくっていく、そういった意味におきましても保護者の孤立防止にもつながるものと考えます。

こういった取組もプラットフォームとしての学校の機能の一つであると日ごろから感じておりますので、どうか推進のほう、よろしく願いをいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中嶋年規） 21番 山本里香議員。

〔21番 山本里香議員登壇・拍手〕

○21番（山本里香） 21番、日本共産党、四日市市選出の山本里香でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。よろしく願いいた

します。

まず一つ目です。日米F T Aと三重の農業ということでお伺いを知事にしたいと思います。美し国、あるいは三重県の県民の胃袋、健康、命が、この今の状況の中で守れるのかと心配を私はしております。

5月27日に、安倍首相とトランプ大統領が会談をされました。日本と貿易交渉で大きな進展があった、農業と牛肉が重点的な対象だとトランプ氏はツイッターで投稿したそうです。会談後の記者会見でもトランプ氏は、農産物を念頭に全ての貿易障壁を取り除きたい、2国間交渉ではT P Pの水準に縛られないということは、それを超えるということだと思いましたが、そのことを強調されました。

この発言に首相は何の反論もされなかったということが今報道をされています。それを受けて記者会見では、農産物の関税引き下げはT P Pを遵守することが最大限としていた日本の立ち位置は変わらないかと聞かれても、答えることがありませんでしたので、それこそ心配が募ります。

トランプ氏の言いなりに牛肉など農産物の関税が大幅に引き下げられれば、日本の畜産、農業が壊滅的な影響を受けることは皆さん明らかなだと有識者の人も言っていますし、実感です。知事は、これまでも記者会見や西場議員の一般質問などに答えておられる中で、T P PやF T Aについて懸念がある、慎重にという言葉を使いながら述べられておりますけれども、2010年に三重県がT P P発効による県内農業への影響額は生産額が約500億円減少する、壊滅的であるとか、また、2016年には、三重県はT P Pにより県内の農林水産物の生産額が最大26億2000万円減少するというような試算をまとめているこの中で、今、急展開に動きが加速しております。この事態をこれから三重の農政ということに鑑みて、美し国、三重県民の胃袋、健康、命という立場でどのようにお考えかお聞かせいただきたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 日米物品貿易協定が合意した場合の農業に対する影響とその対策について県の考え方ということであります。

まず前提として、交渉当事者じゃありませんので、詳細はわかりませんが、今、報道等で仄聞しているところを中心に申し上げたいと思います。

日米物品貿易協定については、平成30年9月に政府間で交渉開始が合意され、その際の日米共同声明、首脳合意において、農林水産品については、米国が参加するとしていたTPP12協定の合意内容が最大限であるとの日本側の立場を米国も尊重することが明記されています。

また、本年5月に都内で行われた日米首脳会議後の茂木経済再生担当大臣の会見では、改めて昨年9月の共同声明の内容に沿って交渉を進めることについて米国と一致しているとの発言もあったところです。

こうしたことを踏まえますと、日米物品貿易協定の発効による国内農業への影響は、米国を含むTPP12協定で想定していた影響の範囲内になるのではないかと現時点では考えられます。

県としましては、これまで米国を含むTPP12協定等を見据えて取りまとめられました、国の総合的なTPP等関連政策大綱に基づく様々な支援策を活用しながら、農業の競争力強化に向けて、産地や畜産業などの収益力向上のための生産施設整備や機械導入への支援、産地パワーアップ事業とか畜産クラスター事業などや、生産コスト低減のための農地の大区画化や用水路のパイプライン化、また国際水準GAP認証取得の促進と国内外への販路拡大の推進などの取組を積極的に進めてまいりました。

日米物品貿易協定については、現在、国において米国との交渉が行われているところであり、引き続きその動向を注視し、必要に応じて国に提言等を行うとともに、国が講じる対策をしっかりと活用しつつ、農業者の皆さんが将来展望を持って経営を持続し、競争力を確保していけるよう取り組んでまいります。

[21番 山本里香議員登壇]

○21番（山本里香） 今お答えいただきまして、様々これまでもTPP、まだ決定したことでなし、今の状況の中でという話でしたけれども、よく言われる強い農業、打って出る農業ということで、その補強のために県も施策を

講じながら備えているというか、その対応をしていきたいということで述べられました。

強い農業、そして打って出ることも強化していくことは大変それも大事なことだと思いますけれども、今、美し国と言われる三重県、風土に恵まれて豊かな食を売りにして、それをまたさらに売っていくということで、一つ強くしていくということだと思います。環境とともに大切な産業として位置づけて頑張っているのはよくわかります。

また、その一方で、先ほどから言っています、元気の源である、命の源である、この食というのを支えてみえる皆さんは、様々、今までも大変な思いをしてみえるわけですが、このTPPがやっぱり不安だという声、これから息子にこの仕事を継承していくのがもう難しいんじゃないかというような、そんな不安もあることは事実であります。強くなれる要素があるところと、今とにかく何とか今までのことを守っているというところでは、本当に様々な思いがあると思います。

地元でつくったお野菜や、お肉や、おいらが海でとれたお魚など、この仕事をさせてみえる皆さんに本当に感謝しながら、新鮮で安心して安全な食材を県民がいただいている、本当にありがたいことだと思います。農業生産にかかわる人と、そしていただく消費者としての三重県民としての私たち、このことが本当に健康や、そしてなりわいが尊重されていくようなことが必要だと、そのための農業政策が必要だと思っています。

国会農林水産委員会の5月29日でありますけれども、既に牛肉、豚肉調整品などの国産シェアは下がっていて、農産加工品の関税引き下げや撤廃によって農産加工業者などの経営に支障が生じる可能性もあると農林水産省の塩川白良食料産業局長は答えています。やっぱりいろんなところで心配をしながら対策を立ていかなければならないと、三重県も同じだと思っております。

さて、折しも2019年、今年から国連「家族農業の10年」が始まります。農民と家族農業を食料生産の中心的な担い手と位置づけて考える国際社会の大

きな変化が出てきております。

そんな中で、（パネルを示す）こちらが国連で2018年12月17日、ここには小農民と農村で働く人々の権利に関する宣言ということで、これが賛成121、反対8、棄権54、圧倒的多数で国連総会では採択をされたんですが、残念ながら日本は賛成をしておりません。

そして、先ほどの国連「家族農業の10年」とともに、この宣言がこれから私たちの食あるいは農政、水産業の政策に対する指針に全世界的になっていくのではないかというふうに思います。宣言は前文がありますが、28カ条を持っておりまして、女性の権利の保護や農民や農村で働く人たちが政策決定に参加する権利、また今言われております種子に対する権利の保護などが定められておりますけども、このことをやっぱり日本でも批准していく方向、そして三重県でも、批准ありなしは別として、この考え方をやっぱり今の農家の方々を助けていくという意味合いをもって、大事にしていかなければいけないのではないかと思います。

持続可能性という言葉が様々なところで使われておりますが、この持続可能性、農業の持続可能性、水産の持続可能性を脅かしているのが、このTPPであったり、二国間協定のFTAであるのではないかというふうに思います。

食料はどこで、どんな方法で生産しても構わない、自由貿易が世界の食料問題を解決するという、その論理に照らして今進められているこの世界の流れでありますけれども、私たちは安全で、かつ栄養豊かで、環境と文化に配慮した食料を持続的に求めるために、食料、農業政策は、この持続的に農家が続けていくことを第一に考えていかなければいけないと思います。

身土不二という言葉があります。これは自分が生まれ育ったその土地が、その地面、地べたが、土が唯一無二の自分の体をつくっていく大切なものだという考え方なんですけれども、それこそ、この身土不二、食べたものは自分が育ったところの土壌からできたものでつくられている、それを大切にしたいという言葉、このことについて私は農政には、そして水産業についても大切になっていくと思います。

農民の伝統的農業の継続が危機に陥っておりますけれども、この売れる農業、もうかる農業も大切ですが、命を支える農業を発展させていかなければと思います。家庭農業への支援というところで具体的に先ほどの強い農業以外が、ここはこうだという、そういった目玉のものがありましたら、再度教えていただきたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） もうかる農業の推進も重要だが、地域に根差した家族農業への支援について県はどのように考えているのかということで答弁をさせていただきます。

私、過去、西場議員からの御質問でも何度も答弁させていただいているんですが、改めて全体的な農政の考え方を申し上げますと、産業政策と地域政策を両輪でやっていくということなんです。つまり、もうかる農業の実現に向けて収益力の高い専門的農業を育成していく取組、これが産業政策です。地域を守り農村全体で生み出していく価値を大事にしていく取組、これが地域政策です。こういう両輪を単純に産業政策だけじゃなくて、これを両輪としてやっていくことが大事だということを私、何度も答弁させていただいています。

加えて、前回の一般質問で藤田宜三議員からもありましたとおり、私の今回の政策集、山本議員、あまり読まれてないと思いますけれども、そこにおいては、もうかる、そして持続可能な農業というように書かせていただいておりますので、そういう意味では持続可能が大切だというふうにおっしゃっていただいた山本議員の思いは同じところであります。

そういう意味で、もうかる農業のところにつきましては、取組の結果、専門的農業を育成していく取組では、県内の認定農業者を対象とした経営実態調査において、平成30年の平均農業所得が約770万円になり、前年から上昇するなど一定の成果が上がってきていますが、認定農業者の3分の2で所得が500万円未満にとどまっているという課題もありますので、引き続き収益力の向上に向けて、施策の推進に力を入れていきます。

また、小規模な経営体が多い家族農業については、集落等の地域のつながりも生かしながら、共同化を図り、生産性の向上や付加価値づくりを進めることなどにより、収益の確保を図っていく必要があると考えています。

このため、県では、農作業の共同化などに取り組む集落営農組織の育成、地域資源の有効活用を図る地域活性化プランの推進、集落の機能を生かして農地や水路を保全する、農村地域の共同活動の促進など、きめ細かな支援に取り組んでいます。

今後とも、こうした取組を着実に広げていくことにより、地域に根差した家族農業を含め、多様な担い手が確保され、地域活力の向上が持続的に進んでいくよう取り組んでまいります。

〔21番 山本里香議員登壇〕

○21番（山本里香） 政策集はなかなか手に入らなかったんです。コピーをさせていただきまして、私たち回し読みをさせていただいておりますけれども、何かすぐになくなってしまったというか、出てしまったようで、なかなか評判はよかったのではないかと思います。書かれていることを実際のこの現実の中で、どこまで力を入れてやっていくことかと思えます。

国の流れの中、世界の流れの中で一番初めに申しましたTPP、FTAは本当に心配なことであります。私は心配性なので、いろんなことがこうだったらどうだろう、ああだったらどうだろうと、そういうふうに思いますが、先ほど言われたように、想像力やイメージをすることが大事で、行政にかかわる皆さんも私たち議員も想像力をたくましくすることが大切だと思います。それはポジティブである、ネガティブである、両方あると思いますが、でも、知事としては前向きに、力強く返答していただかないと、県民としては困りますので、今のお答えはそれをしっかりと聞き取りましたので、これからの施策にどんどんと邁進していただきたいと思えます。現実的に。

それでは、次へ移りたいと思えます。待機児童ゼロと幼児教育・保育無償化についてということでお伺いをいたします。

5月21日、四日市市の森市長が定例記者会見で、本年4月1日の時点での

四日市市における待機児童がゼロ人になったと発表いたしました。認可保育所を増やしたりということで、これは前進をしたと喜ぶ一方で、第8希望まで申し込みを受け付けるけれども、第4希望までしか書いてなかったら、これはちょっと残念だというのが86名みえたり、就労、求職活動をしていない人が6名みえたり、ほかの保育所にも十分通える状況にある人が22人、合わせて114人がいわゆる隠れ待機児童という言葉で言われる、114人が現存するということが記者会見で言われました。年度途中でどこの市町でも希望が増えてまいりますので、10月の調査では、昨年ですと5倍ぐらいになっているところもあります。膨れ上がっています。幼児教育・保育無償化が始まることで、なお一層ということは先日の一般質問でも心配が出ていたところです。

三重県としてもゼロ目標を掲げて、そしてこれはコピーですけど、（現物を示す）皆さんに配られているので、知事の選挙公報、これの中にも待機児童ゼロという言葉も挙がっておりますけれども、今年度における、三重県全体の待機児童の実態はどのようなになっているのか、そして前も言わせてもらいましたけれども、隠れ待機児童という形がどのような状況になっているかということ、どのように把握してみえるか、担当のほうでお答えいただきたいと思えます。

〔大橋範秀子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（大橋範秀） 隠れ待機児童の実態についてお答えいたします。

県では、厚生労働省が実施する保育所等利用待機児童数調査に基づいて、待機児童数の調査を行っております。

その際、いわゆる隠れ待機児童と呼ばれる児童数についても把握することになっております。

具体的には、保育所等に入所できなかったことにより、やむなく育児休業を延長した者、求職活動を休止した者、また他に利用可能な保育所等の情報を提供したにもかかわらず、特定の保育所等を希望して、待機している者の数を調査しております。

平成30年4月1日時点で、この調査によりますと、待機児童数80人に対して、いわゆる隠れ待機児童数は407人でした。

本年度4月1日の時点の調査でございますが、現在、各市町が調査精査中でございますので、まだ公表されておりません。

〔21番 山本里香議員登壇〕

○21番（山本里香） お答えありがとうございました。

去年の数については、80人が待機児童で、隠れ待機児童という形で確認されている数が407名、県全体でということです。今年度のものについては今精査中ということで、各市町から4月1日当初の報告をせよということで、報告が5月に出てきているというふうに思っておりますが、それを精査中であると。確定値ではないけれども、大体の数というのは、大きく改善したとか、少し改善したとかそういうようなこともないのかなど。

これ、いつも思うんですけども、国へも5月1日に報告をするようになっていたと思えますけれども、公表されて去年もいただいたのは9月末なんですね。全体の数を。4月の待機児童の状況が心配だと言っているのを9月にいただいても、本当にそれでいいのかなと思います。

実情は、数字としては仮の数字というか、精査中の数字は上がっていると思うんですけども、保育所等の建設もところどころであって、改善をしているというふうに数字的には納得させていただいていいですか。

頭を下げられました。改善してきているものの、一昨年度は100人が昨年度は80人、一昨年度が隠れ待機児童は392人が昨年度は407人と報告上なっております。いろんな事情があり、カウントの仕方もそれぞれで多少、厚生労働省としては指示がありますけれども、そういうようなことの中で微妙なところがあって増えているのか、どうなのかということだと思います。子育てはうれしいこともいっぱいありますけれども、肉体的にも精神的にも大変なことで、社会全体で育てていくということが少子化の中でますます大切になってきています。たくさんの方が、大人が、人が、子どもとかかわっていくということも、悲しい事件が続く中ではとても必要だと思っています。どの家

庭でも安心して子育てできるような制度がサポートしなければいけません、保育所に入れるか、入れないか、幼稚園は入れるわけですが、入れるか入れないかということは、本当に保育者の方のストレスを大きくしていると思います。それを何とかまずは改善をしなければいけないと思います。

認可保育所以外のサービスを利用できていても、認可保育所に入りたいという声は多くある、そのこともデータからつかんでみえると思います。地域の子どもは地域で見守り育てることが大事だとずっと言われているけれども、家庭に一番近い保育所を通り過ぎて遠くの地域外の保育所に通う、あるいは保育所に入れたけれども、2カ所へ送迎をするなんていうことも現実としてたくさんあります。それはただ入れれば良いというわけではないということ、数だけでなく、そういった声を市町が中心にやるわけですが、県全体としてどんなふうになっているかということをも十分調査もしていただいて、具体的に、必要な人が、必要な保育を受けられるようにとつなげていただきたいと思います。

続いて、幼児教育・保育無償化についてです。幼児教育・保育無償化は、子育て世帯の願いであります。本来、大歓迎すべきことです。

無償化そのものは進めなければならないと思っています。子どもが保育所や幼稚園などを利用されているところへは詳しく説明が行っているのだと思いますが、一般的に多くの皆さんから無償だからただなのよねとか、保育無償化は保育だから幼稚園には関係ないのよねとか、そういうことが聞かれます。国は無償化と言っていますが、制度実施後、保護者負担はなしになるのでしょうか。保育料の無償化、それに伴う給食費の徴収で、無償化によって、無償化と言われるけれども、負担が増すなどという逆転現象がこれまで問題視されてきましたが、現実にはこのことを進めている中でどうなっていくのでしょうか、教えていただきたいと思います。

〔大橋範秀子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（大橋範秀） 国の幼児教育・保育無償化の制度についてお答えいたします。

本年10月から実施される幼児教育・保育の無償化においては、給食における食材料費や通園バス代、発表会などの行事に係る費用など、保護者から実費徴収するものについては、今回の無償化の対象とはしないとされております。

これらの中で、食材料費については、これまでも基本的に実費徴収または保育料の一部として保護者が負担してきたことから、無償化に当たってもこの考え方を維持することとされております。

具体的には、3歳から5歳の子どもの食材料費については、主食費、副食費ともに施設による実費徴収を基本としております。

県としては、市町や保育所等から保護者に対して間違った情報が伝わらないように丁寧な周知が行われるよう、国からの情報をきめ細かに提供するなどの支援をしてみたいと思っております。

〔21番 山本里香議員登壇〕

〇21番（山本里香） 逆転現象は起きないのかということは、具体的にはわからないということなんでしょう。市町が料金は決めていくし、基本のところは教えていただきました。

（パネルを示す）ゼロ歳から2歳については、住民税非課税世帯のみ保育料も、そして副食費などの食費も無償になるということで、非課税世帯ではないところは、ゼロ歳から2歳についてはこれまでの形が続くということです。大きくは、3歳から5歳の保育料利用料が無償になるけれども、幼稚園などで一定金額の高い利用料が設定されているところでは、上限を設けて、それ以上のところからは徴収する。

あと問題となっていた副食費、給食費なんですけれども、給食費は、これまで保育料に含めていたので、保育料計算の中になっていたものが、例えば保育所に通う360万円以上の年収がある皆さんのところへは、今までは含められてとられていたのが、それは無償にはなるけれども、副食費として発生するというこの中で、様々、これまでも議論がされてきました。

私、個々のところをちょっと見てみたら、逆転現象まではいかないのでは

ないかというふうには思うんですけども、この発想自体が大変問題があるんだなと思っています。

ただ、これは国が示したものであって、個々のところでは市町でこれからどうなっていくかが現実には出てくると思いますので、これを十分に見ていかなくちやいけないと思います。

混乱はあると思います。そして、周知徹底をするということですが、現実的には保育の必要な皆さんが必要な保育を受けられる、そしてそれを無償にするということの流れが必要だというのはそうですが、これが子育て支援というところからではなくて、女性の社会進出、女性は3歳児になったらお母さん、仕事に出てくださいよという産業政策の考え方の中で、出てきたことによる3歳から5歳が無償になった、ゼロ歳から2歳は何でなんだというようなことで大変矛盾が多いです。そして、認可外保育所に通ってみえる方にも、この無償の範囲が入っていくわけですけども、それは必要かもしれませんが、そこでまた矛盾も出てくる、事件、事故なども起こっていて、認可外保育所の、保育施設の問題も大きくあり、それを監査するのは三重県の役目です。三重県の役目ですけども、監査も、それこそ追いつかないんじゃないかというふうに心配もしております。無償化については大きく問題があり、消費税の増税を財源としているところで、このことが大変問題であると思い、私は意見を述べさせていただきました。

秋田県では、補完をする意味で副食費の補助を県と市ですするというようなこともしておりますし、保育士で養成するために保育士の奨学金制度が今、三重県にはありますけれども、今も保育士になっている方に奨学金返済の手当てをするということなので、保育全体をよくしていこうという取組もほかに出てきていますので、皆さんに三重県としても取り組んでもいただきたいと思っています。保育の無償化の矛盾点は大きくあるということを申し述べまして、この場、終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（中嶋年規） 11番 下野幸助議員。

〔11番 下野幸助議員登壇〕

○11番（下野幸助） おはようございます。鈴鹿市選出、新政みえの下野幸助です。3期9年目の一般質問、今回記念すべき10回目の一般質問となります。今回も県民目線で基本的な視点で質問させていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、早速、議長のお許しを得ましたので、通告書に従いまして3項目について質問をさせていただきます。

まず、一つ目の項目は県の人口減少対策についてです。今回、人口減少対策につきましては、若者の定住対策と都市政策の2点に的を絞って質問をさせていただきます。

人口減少対策につきましては、昨年3月の総括質疑や、ちょうど1年前の一般質問でも、鈴木知事をはじめ関係執行部の皆様に質問をさせていただきました。そのときに、部局横断的に危機感を持って対応してもらいたいということをお願いをし、そのとき、知事からも部局横断的に若者県内定着緊急対策会議を設置して取り組んでいくという答弁をいただいております。

そして、平成30年度は、その若者県内定着緊急対策会議を設置していただいて、平成30年5月から今年の1月までの間に6回の協議をしていただいているというところでございます。

また、令和元年度の三重県経営方針（案）におきましても、五つの取組方向の一つに、若者の県内定着という大きな柱を掲げて、しっかりと取り組んでいくということをお伺いしたところでございます。

さて、そこで平成30年度、6回の協議をしていただきまして、部局横断的に協議していただいた結果というのが、（パネルを示す）このフリップ、資料1枚目でございます。ちょっと字が小さくて申しわけないんですけども、大きく分けて、働く場づくり、ひとつづくり、きっかけづくりの三つの観点からいろいろな部局が連携をして取り組んでます、というところでございます。そして、その中で事業を見てますと、私個人的には、県内定着に直接的関与しているもの、間接的なもの、政策には、事業的には濃淡は様々かなという思いをしております。

まず、この事業の取組を先導する戦略企画部長にお尋ねをいたしますけども、これらのたくさんの事業を一つ一つ、この若者の県内定着という観点からどのような効果、どのような分析をして事業を選定されたのかお尋ね申し上げます。

〔福永和伸戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（福永和伸） それでは、若者の県内定着に関する施策について御答弁申し上げます。

人口減少対策につきましては、これまでも施策横断的に取り組んできましたけれども、転出超過に歯どめがかからず、厳しい状況が続いています。特に、転出超過の約8割が15歳から29歳の若者であり、そのうち、約6割を女性が占めているという状況です。

こうした状況を重く受けとめまして、先ほど議員からもございましたが、若者の県内定着に向けて、より一層危機感を持って取り組むために、平成30年4月に、庁内に若者県内定着緊急対策会議を立ち上げて部局間の連携を強化し、若者の県内定着に向けた方策を検討してまいりました。

会議では、大学等への進学、そして就職というライフシーンを念頭に置きまして、若者の県内定着と、それから県外に在住している若者の本県への転入について、有識者や若者からも意見を聴取しまして議論を進めてきました。

そうした議論を踏まえまして、若者の県内定着に向けた方策を三つの観点から整理しました。

一つが働く場づくり、これは稼げる働く場の創出ですとか、働き方改革や子育て世代が安心して働き続けられる職場環境整備など、若者が地域で活躍できる可能性を広げていくということが重要だという観点です。二つ目が郷土を愛する心の醸成とか学びの選択肢の拡大とか地域に貢献する人材の育成を進める、ひとづくりという観点です。三つ目が、きっかけづくりということで、これは県外の若者に対する積極的な情報発信や、働きかけをして、U・Iターンや移住などにつなげていこうという観点で、この三つが重要であるということで施策を構築しています。

そして、令和元年度に向けては、若者県内定着のために、この三つの観点を具体的に展開していこうということで、経営資源を重点的に配分します重点取組のテーマに、若者の県内定着の促進を設定して、取組の選択と集中を図りました。また、三重県経営方針（案）の注力する取組の柱の一つにも、若者の県内定着につなげるために掲げて、全庁挙げて強力に取組を進めていくこととしたものです。

加えまして、若者の転出入の要因については、若者個人の意識、社会的な背景など、様々な要素が関連しておりますので、その解決に向けては、この重点取組を核としながらも、多岐の分野にわたる取組を有機的かつ効果的に結びつけて、施策を総動員して取り組んでいくことが重要であると考えています。

このため、この重点取組に加えて、総合的な観点から、若者県内定着に資すると考えられる事業をグルーピングして、事業群として取りまとめています。それが今、スライドで御紹介いただきました令和元年度の若者県内定着に向けた取組ということになります。

いずれにしましても、選択と集中を図っていくということが非常に重要です。今後に向けましては、現在策定を進めています、みえ県民力ビジョン・第三次行動計画（仮称）において、引き続き、人口減少への対応に重点的に取り組んでいくこととしまして、事業の重点化と総合的な展開を図りながら、粘り強く施策を推進していきたいと考えているところです。

以上です。

〔11番 下野幸助議員登壇〕

○11番（下野幸助） 答弁ありがとうございます。

いろいろ施策、取組の御説明をいただいたんですけども、もう少し私は事業をもっと詰めていかないと、なかなか先ほどあった3000人以上の若者の皆さんを食いとめるというのには結び付かないのではないのかなというふうに思っています。

先ほどフリップで見せた、部長からも説明ありました働く場づくり、ひと

づくり、きっかけづくりの説明をお伺いしましたが、プライオリティーをもっと的を絞っていかないと、例えば転出超過が3187人なんです、そのうち女性が6割、2024人ということで、そういった観点からすると、もっとピンポイントで女性の転出超過に関してどうすればいいのかという、今お話を聞いていると、定量的な分析をもっとしていただいて、この施策でどれぐらい見込めるんだという形で言っていないと、より目標と現実の差が広がっていくのではないのかなというふうに懸念をしているところであります。

平成27年10月に三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略で、この県外転出超過についてもKPI設定をしていただいています。重要業績評価指標ですね。そのときに、平成28年度から5年間かけて毎年280人転出超過食い止めますよ、改善していきますよということで、280人、5年間、1400人を減少させるといった計画をしていただいて、最終的に1600人に抑えるという目標ですよ。

1600人に抑えるという目標に対して、現実には広がって、3000人超えてるとい部分でございますけれども、改めて、これ、280人ずつ改善し、1400人を計画していた根拠と、もう一度、定量的な部分で答弁をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○戦略企画部長（福永和伸） 280人の根拠ですけれども、たしか北中部と南部に分けて計算をしております、その人数の配分はちょっと今ここに、頭に残ってませんけれども、北中部のほうは国の地方への一極集中を打破していくという数値目標をもとに、県の数値目標を算定して、そして南部はそれをもとにその倍の人数を改善するという計算根拠に基づきまして、280人という数字をはじき出しております。

〔11番 下野幸助議員〕

○11番（下野幸助） 地域によって北中部と南部との計算から280人が出てきたということなんですけど、であるならば、その毎年280人を改善していくということと、これらの政策と、どのように結びついていっているんでしょうか。

○戦略企画部長（福永和伸） 先ほど申し上げた働く場づくり、ひとづくり、それからきっかけづくりのうち、きっかけづくりについては、県外に在住している方々にいろいろ働きかけをして転入を促していくということですので、一定の計算とかはできるかもしれませんが、我々としては、幾らきっかけづくりだけをして、やはり故郷を愛する心とかそういうのがないと戻ってきてくれませんし、県内の働く環境が整っていないと、やはり帰ってはきてくれないだろうということもございますので、そのあたりは人数が幾らというふうな推測なり計算というのは、なかなかしにくいのかなと思います。

〔11番 下野幸助議員登壇〕

○11番（下野幸助） 今、部長のおっしゃった愛着とかそういうところは基本的には大事ですけども、ただし県民とのお約束で毎年280人減らして改善していくということであれば、そこをもっと突き詰めて政策との関連性、地域との関連性をやっていかないと、これ、本当にもっともっと広がっていく一方だと思ってます。もう少しこの県内定着の取組について、具体的に取組んでいってほしいと思います。ぜひともよろしくおほいしたいと思います。

ちょっと時間ありませんので、もう一つ違う観点で御質問をさせていただきますけども、今年度がその目標のおしまいですけども、転出超過が3000人を超える中で、私が一番大事なのは、若者が出ていくタイミングというのが進学であったり、就職だというふうに県でもそのように考えていらっしゃるんですけども、そういった部分で今度、就職の観点からお伺いをしたいと思います。雇用ということで雇用経済部長にお伺いしますけども、今一度、関西等は大学との、就職との連携とれているというんですけど、首都圏、関東圏ですね、そういったところの状況であったり、ええとこやんか三重移住相談センターの就職相談の対応であったり、こちら辺のところについての若者に対する県内定着の取組についてお尋ねをいたします。

○雇用経済部長（村上 亘） 議員の御質問でございますけども、進学を契機に県外に転出した若者に県内就職してもらうための取組、今、事例としてお

示しをしていただきました大学の就職支援協定でございますとか、東京のええとこやんか三重移住相談センター、こちらの状況について御答弁を申し上げます。

若者の県外流出が続く中、県外の大学へ進学した三重県出身の学生や、地方への転出、移住に関心のある都市部在住者に対しまして、県内企業で活躍していただけるよう、様々な働きかけを行っていくことは、喫緊の課題であると認識しております。

このため、県では、三重県出身者の多い関西圏、中京圏等の県外大学と就職支援協定を締結いたしまして、大学の就職支援担当課と連携をして、県内の就職に関する情報を提供するなどの取組を進めております。

協定締結先の大学につきましては、三重県出身者数を基本に、理工系、女性、協定締結への意欲などの視点を踏まえつつ、本県から大学へアプローチをいたしまして、合意に達しました大学と協定を結んでおります。

就職支援協定を締結いたしました17大学の約5000人の三重県出身者に対しましては、メールマガジンや大学主催の合同企業説明会等を活用いたしまして、県内企業の情報サイト、みえの企業まるわかりNAV Iやインターシップの情報等を発信しております。

こうした取組を着実に続けたことによりまして、協定締結大学の三重県出身卒業生のUターン就職率について、平成28年度卒業生で22.3%だったものが、平成29年度卒業生で29.1%となりまして、一定の成果があらわれてきているものと考えております。

令和元年度は、首都圏を含む三重県出身者の多い大学と就職支援協定の締結を進めるとともに、これまで以上に効果を上げていくため、学生への情報発信の強化に取り組んでいきたいと考えております。

具体的には、これまでの取組に加えまして、より効果的に情報が届くよう、SNSや大学のイントラサイトへの掲載など、それぞれの大学の実情に合わせて、情報提供手段の多様化を図るとともに、大学主催の保護者会へも積極的に出席をいたしまして、情報発信していきたいと考えております。

一方、東京のええとこやんか三重移住相談センターにつきましては、就職相談アドバイザーを配置いたしまして、地方への転職・移住に関心のある首都圏在住者の就職相談に応じております。

就職相談アドバイザーにつきましては、三重県の企業情報や地域のことに詳しい方に就任をいただいております、移住相談アドバイザーと連携をしながら、仕事だけではなく、三重県における余暇の過ごし方や子育て環境などの幅広く暮らしの情報を提供しつつ、転職・移住希望者の様々な相談に的確に対応しているところでございます。

また、新たに県内企業等の求人情報を検索、参照することができる就業マッチングサイトを構築することで、首都圏から県内中小企業等へのU・Iターン就職を促進することとしておりまして、就職相談アドバイザーとともに、転職、移住希望者への一層きめ細かな支援を実施していきたいと考えております。

県内では、中小企業を中心に、労働力不足が深刻化しておりまして、技術者の減少も進む中で、若者の県内への流入促進、定着は最も重要な課題であると認識をしております。しっかりと取り組んでいく必要があると考えております。今後とも、就職支援協定締結大学や経済団体等の関係機関と連携をいたしながら、効果的な取組を進めていきたいと考えております。

〔11番 下野幸助議員登壇〕

○11番（下野幸助） 答弁ありがとうございました。

いろいろやっていたらということでお伺いしましたけども、とりわけ就職相談アドバイザーの方々に対する若者の方の影響というのは大きいかと思いますので幅広い、今、部長おっしゃっていただきましたけども、仕事だけでなく余暇、三重県のいいところを取り入れていただきたながら、若者の皆さんに、三重県のイメージアップしていただきますように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、先ほどこちょっと触れさせていただきましたけども、転出超過で三千何百人出てるのも懸念しているところで、そのうちの2000人以上が女性

です。したがって、若い、これからという女性の方が平成29年も30年も2000人規模で転出超過でございますけれども、そうすると、さらに三重県の人口減少に大きな影響を与えますので、とりわけもう御承知のとおりやと思いますけれども、女性の就職サポートについては、さらなる力を入れていただきますように、お願いをしたいと思います。

最後に鈴木知事にお尋ねをいたしたいと思います。

若者の定住対策をはじめとする人口減少対策、これ、三重県の最大の課題と言っても過言ではないと思います。今一度、ギアアップをしていただいて、先ほどのKPIではございませんけれども、だんだん目標と現実が乖離をしているということもございまして、もう一つ、済みません、（パネルを示す）フリップ、途中で出すのを忘れちゃいましたけど、これは県内の29市町の29歳以下、若者の比率でございますけれども、これも格差が結構あります。若いまち、というと朝日町ですね。36.2%、要するに3人に1人以上が29歳以下というまちもあれば、一番低いところで南伊勢町8.9%、これは2030年推計でございますけれども、格差4倍以上ですね。ということで、若者の人口の偏りというのも出てきているところでございます。

そういった意味で知事におきましては、ちょうどこの三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略も2020年から新しい第2期総合戦略に入ってくるかと思っておりますけれども、今一度、力を入れて、そして定量的な目標、分析をしてお取り組みをしていただきたいと思いますけれども、知事の意気込みについてお尋ねいたします。

○知事（鈴木英敬） 今、下野議員、おっしゃっていただいたように、取組、危機感を持つ、また道半ばでありますので、この4年間の重要政策課題としてしっかり取り組んでいきたいと思っております。

特に、若者の人たちに三重に行けば成長できる、あるいは三重でなら安心して暮らせる、三重でなら希望がかなえることができる、そういう観点からどういう政策を構築していけばいいのか、そういう若者が定着していくことで、そういう若者の力を借りて従来のモデルが通用しない新しい時代に入っ

ていきますから、三重県の発展につなげていきたいと思っていますし、また競争が激しくなるという一方で、AIとかIoTとかもあって、時間とか地理的な条件というのが取っ払われるというか、その制約が少なくなっていく時代にもなりますから、そういう意味ではチャンスとも捉えて、次期の戦略をしっかりと組んで、また全力を挙げて取り組んでいきたいと思います。

〔11番 下野幸助議員登壇〕

○11番（下野幸助） 力強い意気込みをお伺いさせていただきました。ぜひとも今度の2020年から始まる第2期総合戦略におきましても、しっかりと検討をしていただいて、目標に近づくようによろしくお願ひしたいと思います。以上で（1）の質問を終わらせていただきます。

（2）の市街化調整区域での開発についての質問に移らせていただきます。

これも人口減少に関連をいたしまして、居住にかかわることなんですが、本年3月に新名神高速道路が開通をし、その高速道路近郊におきましては、高速道路の機能を生かすべく物流拠点、企業誘致、工場建設などが今後、想定をされるところであります。

鈴鹿市においても鈴鹿PAスマートインターチェンジの周辺、17.7ヘクタールぐらいのところの区画整理事業が予定をされております。

ちなみに、新名神高速道路が開通をいたしまして1カ月ですけども、調査によりますと、東名阪自動車道の交通渋滞が77%解消されたという話も出ている中で、その新名神高速道路の拠点拠点で、いろいろな形で開発が進んでいくというところであります。

各市町におきましては、このように進む一方で、住む環境については都市計画法により、すぐ建設が可能なところ、不可能なところが定められているところでございます。

一般的には市街化調整区域での開発は厳しい規制があるというのは皆さん、御承知のとおりでございますけども、国の指針を受けまして既存集落活性化型地区計画が策定され、人口減少であったり、農業従事者の高齢化、後継者不足等により、既存集落、一つの自治会単位での活力が衰退傾向にある場合

は、その集落の維持、活性化を図るため建設が容認されるというところもなっております。

そういった既存集落活性化型地区計画、各市町との連携をされているようなのですが、今一度、この取組について県土整備部長にお尋ねをいたします。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（渡辺克己）** 市街化調整区域における住宅地の開発についてお答えをいたします。

都市計画法は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保し、一定の制限のもとに合理的な土地利用が図られることを基本理念としており、無秩序な市街化を防止するため、市街化調整区域内での開発行為を制限しております。

県では、人口減少、高齢化が進む中、公共交通の結節点となる駅や、市役所、町役場などの拠点周辺へ居住を誘導するなど、集約型都市構造を目指しているところでございます。

一方で、拠点周辺から離れた市街化調整区域内の集落では、人口減少が進行し、既存の地域コミュニティの維持が困難になることが懸念されます。

このため、県では、市街化調整区域内の既存集落の維持、活性化を図るため、一定の住宅地整備が行える既存集落活性化型地区計画についての指針を設けております。

指針では、地区住民の総意に基づき、集落の過去最大人口までを地区計画の策定規模とすることができまして、既存集落部を含む原則1ヘクタール以上の区域を設定することとしております。

これによりまして、市街化調整区域内においても、住宅地開発ができることとなるものでございます。

県といたしましては、市町において、地域の実情に即し柔軟に地区計画を策定することができるよう、指針をお示ししているところでございまして、今後も市町を対象とした研修会や会議等の場で、当地区計画の制度について丁寧な周知に努めるとともに、活用事例やその効果等について情報交換を行

うなど、十分に市町と連携していきたいと考えてございます。

以上でございます。

〔11番 下野幸助議員登壇〕

○11番（下野幸助） 御答弁ありがとうございます。

今、部長から既存集落活性化型地区計画について、県もしっかりと情報共有、そして市町との連携ということでお話をいただきましたけども、実際のところ、どれぐらいの頻度で行われているのか、端的にちょっと教えていただけないでしょうか。

○県土整備部長（渡辺克己） 地区計画については複数やっておりますが、御紹介しました既存集落活性化型地区計画につきましては、現在のところ、一つでございます。

〔11番 下野幸助議員登壇〕

○11番（下野幸助） 一つという回答、すごい寂しいなというふうに思います。

各市町もいろいろ検討しながらまだ踏み切れてない部分はあるかと思えますけども、適宜、県のほうからも積極的なアプローチ、説明あるいはそれを既存集落活性化型地区計画をしたときのメリットも、デメリットもあるかと思えますけども、そういったところで市町に寄り添いながら施策説明のほう、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上で一つ目の質問を終わらせていただきます。

二つ目の子ども子育て支援策から、児童相談の早期対応と再発防止策の強化について質問させていただきます。

今回の一般質問で何名かの議員がお尋ねをしておりますけども、本当に昨今の児童虐待に関する事件が後を絶たないという状況でございます。

早速、三重県の児童虐待相談件数について、こちらのフリップを見ていただきたいと思えます。

（パネルを示す）もうこれは議場内の方は皆さん、御承知のとおりだと思いますけども、2009年から18年までの相談件数と、円グラフのほう、三つありますけども、これは2018年の2074件の相談種別、児童相談所別、相談経路

別の件数と比率を示したものでございます。そして、右下はLINE相談というのも昨年から始まっておりますので、その件数を参考までに、欲張ったグラフでございますけども、載せさせていただいております。

これを見ますと、2074件で相談種別は心理的虐待が939件、45%で1位という部分でございますし、児童相談所別で見ますと北勢児童相談所が1162件、半数以上の56%を占めるところでございます。

ここで一つ御礼を申し上げたいのは、こういう北勢児童相談所が多いからという意味、それから現場ですぐ対応できるようにということで、鈴鹿市、亀山市を所管する鈴鹿児童相談所を今年度開設をしていただきまして、本当にありがとうございます。私も児童相談所をお伺いして、たくさんの県の職員、そして鈴鹿市の職員の方も入っていただいて、情報共有するということでスタートしていただいております。そういった先手先手で打っていただくことには、本当に心から感謝を申し上げたいと思います。

続きまして、一番下の円グラフは、相談経路別の件数でございます、742件がそういう市町の機関、36%、次いで2位が警察でございます、506件、24%ということになってます。これ2018年だけなんですけども、実は、この警察に相談する方が急激に増えておりまして、これ、前年比43.8%の増加ということになってます。虐待で困っている方が児童相談所、市町機関というのは1位になるんですけども、そうはいつでも一般の方、警察に駆け込むという、相談するというパターンも増えているのも現実でございます。

今月、札幌市で2歳の児童が衰弱死する事件が、痛ましい事件がありました。そのときも、あつてはならない部分ですけど、現実起きているのは児童相談所と警察のかけ橋がちょっとうまくいかなかったということも、マスコミでも報道がされてます。あくまでも児童相談所が主体的に動いていただいて、そして市町や警察等の方が連携していくということが大切かと思っております。

まず、大きな観点でお伺いしたいのは、これらの増加要因をどのように捉え、今後どのように対応していくのかということをお尋ねしたいと思います。

〔大橋範秀子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（大橋範秀） 児童相談の相談体制、相談件数の増加への対策についてお答えいたします。

本県の平成30年度における児童虐待相談対応件数が大幅に増加し、初めて2000件を超えたという事実を大変重く受けとめております。この要因の一つは、社会全体が虐待に関する関心が高まったこと、もう一つは関係機関との連携強化により、積極的な通告がなされたことがあると思います。

議員御指摘のように、特に相談種別で全体の半数近くを占める心理的虐待が939件と昨年度から261件増加しており、これは警察等からのDV家庭における児童への心理的虐待事案の通告が増加したこと、これが大きな要因であると考えております。

県といたしましては、この増え続ける児童虐待相談に対応するため、児童相談所職員の増員に加え、弁護士や警察官の配置、鈴鹿児童相談所の新設、オンライン化による児童相談センターと警察本部の情報共有体制の構築など、児童相談体制の強化に取り組んできました。今後も、昨年12月に国が策定した児童虐待防止対策体制総合強化プラン、いわゆる新プランにおける児童福祉司等の増員への対応など、児童相談所のさらなる体制強化を図っていくこととしております。

あわせて、全国に先駆けて開発、導入したリスクアセスメントツールの活用や児童相談対応へのAI技術導入の実証実験など、一時保護をはじめとする児童相談所業務の質の向上にも引き続きしっかりと取り組んでいきます。

また、虐待に至る背景には子育てへの不安や負担感の高まり、家族形態の多様化、援助が得られにくい近隣関係等、様々な問題が要因になっていると考えられることから、未然防止対策として、地域社会で子どもを守る取組、妊娠期からの母子保健対策を、市町など関係機関と連携して引き続き推進してまいります。

〔11番 下野幸助議員登壇〕

○11番（下野幸助） ありがとうございます。再発防止の必要性まで説明をいただきましてありがとうございます。

この虐待、公表数が増えていくというのはいいというか、明るみに出ると、公に出るということでは一面、よろしいかと思うんですけども、心配しているのは、その件数に対してどれだけ現場がついていけるのか、どれだけ現場がそれぞれの事情に応じて対応していけるのかというのが心配をしているところでございます。

児童相談所の職員も限られておりますし、そうはいつでも24時間、いつ何時あるかわかりませんので、その部分、両輪、しっかりと現場目線で忘れることなく取り組んでいただきたいと思います。

また、こういう事件は絶対にあってはならないことでございますので、改めて知事にお伺いをいたしますけれども、全国的にも後を絶たない、この児童虐待への根絶の思いと、あと親の体罰禁止だけではなくて、知事、カナダに行ったときのアドボケイト制度についても思いをしっかりと持っていてほしいと思いますので、その点にも触れていただきながら御答弁のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

○知事（鈴木英敬） 児童虐待対策につきましては、平成24年度、私が就任した翌年でありますけれども、四日市市と桑名市で虐待による死亡事案がありました。

それを踏まえて、二度とそういうことがあってはならないと、そういう決意で現場のみんなと取り組んできて、今、全国に先駆けてという取組をいろいろやらせていただいております。

今回の児童相談のA I活用についても、今まさに下野議員がおっしゃっていただいたように、児童相談所の人手不足や、あるいは経験がベテラン職員から若手職員に継承されにくいということを、誰がやってもちゃんと子どもの命を救えるようにというようなことでやらせていただいております。

この児童虐待防止の対策は、とにもかくにも子どもの安全最優先、そして子どもの権利が守られるということが一番大事やと思ってます。そういうことを徹底していくために、その子どもの心に寄り添って、そして子どもの意見を代弁できるアドボケイトという仕組み、これを入れていこうということ

で今、児童相談所の職員をはじめとして研修などをやらせていただいているところですよ。

また、職員もどんどん異動もしていきますから、その仕組みをしっかりと定着をしていくというようなことも、しっかりやっていかなければならないと思ってます。

いずれにしても、児童虐待対策、これで完璧というのはありません。先ほどの札幌の事例もおっしゃっていただきました。様々な全国で起こる、そういうこともしっかり我が事と捉えて、改善に改善に改善を重ねて、とにもかくにも、子どもたちが一番信頼している親から虐待を受けて夢や希望が絶たれる、あるいは死に至らなくても本当に孤立感を覚えたり、不安感を覚えながら毎日を過ごさなければならないというようなことに絶対ならないように、強い決意で取り組んでいきたいと思えます。

〔11番 下野幸助議員登壇〕

○11番（下野幸助） 知事ありがとうございます。強い思いで答弁をしてくださりました。

これはやっぱり人と人とのかわりという部分が非常に大切かと思えます。職員はそれぞれ定期的にかわっていく中でも、そういった思いやノウハウの継承をしっかりとさせていただきますように、よろしくお願いを申し上げます、この質問を終わらせていただきます。

次に、（2）子ども身心発達医療センターの運営についてお尋ねをいたします。

私が、この質問をしようと思ったきっかけは、先月の5月27日に、発達障がいのお子さんを持つ親御さん数名から、子ども身心発達医療センターの初診、もう終わっちゃいました、何とかありませんかねという御相談を受けました。正直、私、5月下旬で来年の3月まで、もう予約いっぱいなんだというのを聞き直したんですけども、そうなんです、そういう回答で終わってしまいましたという、とても残念なお知らせを何名かから聞いたところです。

27日に県民の皆さんから聞いて30日に県に確認をしたら、やっぱり申しわ

けございませんけども、今年度の初診診療の予約は終わりましたという回答、そして6月3日にはホームページ見たら、ホームページにも、申しわけございませんが、児童精神科初診予約については、令和2年3月末までの空きは全てなくなりましたというような文面で、ホームページに書いてありました。

この発達障がいのお子さんを持つ親御さんからすると、まだ、子ども心身発達医療センターできてちょうど2年になるわけですけども、昨年も長い期間、こういう状況、今年度も10カ月待ちという状況で、大変これは早急に手を打たないといけないという思いをしているところであります。

発達障がいのお子さん、県内も増加傾向に当たるということでもございませし、一方で経営する立場からすると、医師確保というのが大前提になってくるかと思えます。本年4月から医師を9名体制からさらに3名増員するというので、初診待ち期間の短縮を努めますよというお言葉、県のほうからもいただいておりますけども、なかなかこの10カ月待ちを短縮するというのは難しいですし、しっかりと努力していかないと、県民の皆様のニーズにはお応えできないかと思えますけども、今後の運営改善についてのお伺いをしたいと思います。

〔大橋範秀子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（大橋範秀） 子ども心身発達医療センターの運営についてお答えいたします。

子どもの発達障がいの診察には、子どもの心と身体に関する高度な専門知識を持った医師が、心と身体の状態を診察するだけでなく、保護者等から、その子の幼児期の状況、成育歴、家庭の状況、家庭や学校での行動などを注意深く聞き取る必要があり、一人の診療には多くの時間をかける必要があります。

さらに、発達障がいへの医療ニーズの高まり、また平成29年6月に子ども心身発達医療センターが開設して以降、これまで地域で発達障がい児を診察してきた四つの医療機関が、医師の高齢化等の理由により、相次いで閉院や初診受け入れの停止をしたことから、センターへ受診希望者が集中している

状況でございます。

本年度、センターでは常勤医師を3名増員するなど診療体制を強化したところですが、これまで待機してきた方もみえる中で、本年5月末時点で年度末までの予約枠が埋まり、現在は初診予約の受付を一旦停止しております。ただし、緊急枠といたしまして、医師の合同カンファレンスで緊急度が高いと判断された場合は予約の有無にかかわらず診療受け入れを行っております。

また、今後、増員した医師への実地研修が終わり次第、速やかに初診枠を拡充していきたいと考えております。

発達障がい児については、自閉症スペクトラム症の有病率は人口の1%、注意欠陥多動症の有病率が人口の2%から5%と推計されており、本県の18歳以下の潜在的な患者数は少なくとも9000人以上になると思われております。

一方で、平成29年10月から平成30年9月まで1年間、センターの外来患者数は約3200人であり、センターだけで県内全ての発達障がい児の診療に対応することは困難な状況があります。

このような中、より身近なところで必要な医療を受けることが可能となるよう、地域の医療機関との連携と役割分担を進めることが不可欠であると考え、これまで開業医等を対象とした事例検討会等をセンターで実施してきたところですが、本年度はさらにそれに加えて地域の小児科医向けの連続講座を開設するなど、研修内容を一層充実していくことを検討しております。

また、地域の医療機関との連携を進めるためには、発達障がい児の診療に見合った診療報酬の見直しも必要であると考えています。

発達障がい児を診察する場合には、高い専門知識と相当の診察時間を要します。さらに、長期の通院も必要なことから、現行の小児特定疾患カウンセリング料が算定できる2年間の期間を延長するなど、診療の実態を適切に評価するよう診療報酬の見直しを国に要望しております。

現在、初診希望を伺ってから受診までお待ちいただく期間が長くなっていることから、その間にも支援が必要と思われる方に市町の総合相談窓口を紹介しており、平成30年度は99件を紹介し、市町での療育等の対応が行われま

した。

加えて、センターでは市町をサポートするため、総合相談窓口の核となる、みえ発達障がい支援システムアドバイザーの育成を行うとともに、センターが開発した発達障がい児の支援ツールである、チェック・リスト・イン三重と個別の指導計画の保育所等への導入を進めてまいります。

今後とも、センターの診療体制の強化、地域の医療機関との連携、市町との連携にしっかりと取り組んでまいります。

〔11番 下野幸助議員登壇〕

○11番（下野幸助） 丁寧な説明、部長、ありがとうございます。

ただ、ちょっと今の答弁を聞いている限りでは、待ち時間がなかなか改善できないのかなというふうな思いもしたところでございますし、ちょっと前提で、初診待ち終わったけれども、緊急の場合は対応が可能ですか、医師の研修が終わり次第、再開拡充しますというお言葉があったんですけども、そういったことはぜひともホームページでどこか載せたいと思います。待っている方は、今、二、三行しか書いてなくて、もう令和2年3月末日まで空きが全てなくなり、済みませんという言葉ですから、そういったこともあり得るということと、そして、令和2年4月以降の予約は決まり次第ホームページで知らせますと書いてありますけども、じゃ、親御さんからしたら毎回ホームページ、チェックせなあかんので、大体何月ぐらいから今度受け付けますよとか、そこら辺、具体的なこと言ってあれなんですけども、丁寧な対応をお願いしたいと思います。

あと、医師の観点からは、診療報酬の見直し、検討というお言葉もいただきました。

先ほどお話があったとおり、児童精神科医というのは本当に専門的ですし、お一人おひとりには診察時間が長くなるというのは、これは現実でございますので、ぜひとも医師の立場に立った部分で診療報酬の見直しなど積極的な改善、検討をお願いをしたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

ちなみに、よくいろんな方々が医師不足も人口減少だからもう大丈夫だろうと、医師を増やさなくても、という声を聞くんですけども、この児童精神科医については、全国的にも大変少ない状況で、例えば内科医というのは、日本全国12万人規模というふうに言われてますけども、児童精神科医は1000人規模というような情報もあります。

また、厚生労働省の試算によりますと、月80時間残業すれば、医師の需給バランスは10年後ぐらいにとれるということで厚生労働省言っておりますけども、月80時間の残業で10年後の均衡がとれるということですから、そういった意味では、働き方改革ではないですけども、医師も人間ですから、そういった適正な働き方を考えると、お医者さんというのは、この三重県においてもまだまだ不足をしているという認識をしておりますので、そういった観点からもぜひとも御検討のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

最後の質問に移らさせていただきます。通学路の安全対策についてであります。

昨今、通学時や通勤時における事故が後を絶たないというところがございますし、先日、滋賀県大津市での大きな事故がありました。早速、知事は現場に行っていただきまして、どういう対策が三重県でもできるのかということを検討していただいているということには、迅速な対応に心から感謝を申し上げます。

私、この通学路安全対策の質問するのは4年ぶりでございますが、当時は京都府で平成24年に通学路で痛ましい交通事故を受けて、全国的に国土交通省、文部科学省、警察庁の指示を受けて、通学路の安全確保というのを三重県内でも1799カ所で点検をしていただいたというところがございますけども、刻々と道路事情が変わる中で、やっぱりしっかりと現場レベルで、今回確認したいのは、道路の区画線と横断歩道の塗り直しなんですけども、まだまだ県民の皆様のお応えには至ってないというところがございます。

県管理区画線は、県内には約1万キロメートルありますけども、剥離が極めて進んでいる区間は約1400キロメートルあります。

一方で、実施できたのは、平成30年度で約360キロメートルと聞いておりますし、横断歩道につきましては要望数3386本に対して、平成30年度の実施取組は1175本と聞いております。実施率は3割前後だというふうで、なかなか進んでいない。

また、毎年毎年、老朽化が進んでいきますから、イタチごっこだというふうに思いますけども、しっかりとこの区画線の取組をしていただきたいと思っております。

横断歩道につきましては、昨日、横断歩道のチェックも260カ所と聞いていますと思っておりますけども、改めてこの区画線、横断歩道の対応についてお問い合わせいたします。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（渡辺克己）** それでは、私のほうからは、区画線の引き直しについてお答えを申し上げます。

県管理道路におけます区画線につきましては、剥離が進んだ区画線、議員からも御紹介いただきましたが、1400キロメートルございます。昨年7月に引き直しの基準を作成いたしまして、優先度の高い箇所から引き直しを実施してございます。

実施箇所の選定に当たりましては、まず、事故多発箇所及び通学路交通安全プログラムに位置づけられた要対策箇所を優先して引き直しを実施しており、その次に、それ以外の実施候補箇所から周辺地域の状況、道路の線形、歩道や通学路の有無、交通量の各指標を基準として、優先度の高い箇所から引き直しを実施するというようにしてございます。

昨年度につきましては、この基準に基づきまして、例年の1.5倍となる約300キロメートルの区画線の引き直しを実施しました。また、舗装修繕等による区画線の引き直しを含めて360キロメートルの引き直しを実施したところでございます。

今年度につきましても、剥離が進んだ区画線の引き直しを進めるとともに、5月に発生しました大津市の事故も踏まえ、通学路交通安全プログラムの見

直しの中で、新たな区画線の引き直しの要望も想定されると考えておきまして、6月補正予算におきましては、例年の2.5倍となります約500キロメートルの引き直しを実施することができる予算を計上してございます。引き続き、通学路を優先とした区画線の引き直しを進めていきたいと考えてございます。

〔難波健太警察本部長登壇〕

○警察本部長（難波健太） それでは、私から横断歩道などの道路標示の塗りかえについて答弁申し上げます。

今年度当初予算におきましては、関連予算として昨年度の予算と比較して、約7224万円余増額をしていただいて、1億7767万円余を認めていただいたところであります。

これを受けて、今年度は横断歩道については約2000本を塗りかえることで考えております。

これまでの状況ですけれども、この道路標示関係予算の半分の9206万円余につきましては単価契約の手続を完了しております。この単価契約に基づきまして、各警察署が施工業者に直接、塗りかえ箇所を指示することになりますので、子どもの安全を守るための通学路など優先順位の高い箇所から順次対応したいと考えております。

また、残りの半分につきましても、早期に契約し施工できるよう努めてまいります。

以上でございます。

〔11番 下野幸助議員登壇〕

○11番（下野幸助） ありがとうございます。しっかりと積み残し残増えてかないように取組のほうをお願いしたいと思います。

最後にもう時間が限られておりますけれども、移動交番車の普及について質問させていただきたいと思います。

（パネルを示す）フリップを見ていただいて、これ、千葉県警で一生懸命、今、森田健作知事が推奨しているんですけども、10年前から移動交番車を積極的に導入して、38署、60台でやっているというところでございます。

移動交番車の利点は機敏性、災害対応、安全講話、キャンピングカーみたいに中なってますけど、振り込め詐欺とか交通安全の講話などを地域の皆さん、密着型でやってるといふところがございます。

地元を私も歩いてますと、ここに交番があつたらいいのになとか、いろいろ言われるんですけども、財政も厳しいということもございまして、調べてみると、本当にそこに交番があつたら、人口動態、犯罪件数からも必要なのではないのかなという部分があるかと思うんですけども、そういった中でなかなか固定費もかかりますので、こういった移動交番車のことを県のほうでも積極的に検討をしていただく、これ要望にとどめさせていただきますけども、ぜひとも前向きな検討をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

今回、若者、子どもの視点で質問をさせていただきました。三重の未来を担う若者、子どもたちの政策を一つでも実現できるようにお願いを申し上げまして、一般質問、終了とさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

休 憩

○議長（中嶋年規） 暫時休憩いたします。

午後0時3分休憩

午後1時0分開議

開 議

○副議長（北川裕之） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（北川裕之） 県政に対する質問を継続いたします。44番 津田健児議員。

[44番 津田健児議員登壇・拍手]

○44番（津田健児） 自由民主党県議団、津田健児でございます。知事、当選、おめでとうございます。多分、初めてだったと思いますので、皆さん、おめでとうございます。

それでは、通告に従って質問をさせていただきたいと思います。

先般、新政みえ代表の三谷議員がかわられて、稲垣議員が代表質問に立たれました。議会から出られて、一時は学生、今でも学生だったかな、ちょっと覚えてないですけども、外から議会を見られて、もっときれいな言い方だったかもしれませんけれども、今の議会は県民の思いとずれているという話もあったと思います。

それから、ちゃんと私の話を聞いていただいていると思っていますけれども、中嶋議長は立候補表明のときに、県民起点の県政、議会運営をやっていくというお話をいただきました。

私は、20年前に初当選させていただいて、稲垣議員よりもっと空白の時間があって、8年前、復帰をさせていただきまして、余り稲垣議員の話をすると人気が上がりますので、この辺にさせていただきますけれども、復帰させていただいて、以前と比べると仕事もやりやすくなりましたし、また執行部の皆様と持ちつ持たれつというんですか、以前と比べると非常にスムーズに、限られた予算の中であっても仕事がしやすいようになったかなと思っていますが、ただ、県民から見ると、果たして県民起点になっているのかというのは、甚だ疑問だなというところもあるのかもしれない。

今日は一般質問、議長が言う県民起点、県民目線で質問させていただきたいと思いますので、執行部の方々にも県民起点の、県民目線の答弁でお願いしたいなと思ってます。

まず初めに、次期の教育施策大綱の改定についてでございます。

平成29年4月、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正、施行され、地方公共団体の長が教育の方針である大綱を策定することになりました。大綱を首長、知事が策定するとなったきっかけは、平成23年10月、滋賀県大

津市で起きた中学生のいじめによる自殺を契機としたものでした。学校で起きた責任を、教育行政の執行機関である教育委員会ではなく首長が負わなければならないことから地教行法の改正へと舵が切られました。選挙によって選ばれていない教育委員で構成される教育委員会ではなく、選挙公約を掲げ、県民の信を得た知事が教育、人づくりをリードする、これこそが民意にかなうことだと思っております。

知事は政策集の中で、教育、人づくりに関する17に及ぶ公約を掲げ、選挙で89.7%、歴代1位だと思いましたが、歴代3位だったみたいですね。ちょっと残念ですが、でも、89.7%の圧倒的な勝利を得て当選されました。知事におかれては、県民に約束したものを方針に掲げ実行をしていく、その責任者として大綱の策定に御尽力いただきたいと思っております。

そこで知事にお伺いしますが、今年度は大綱改正の年度ですが、基本的なもの、普遍的なものはそのまま残っていくんだと思っておりますけれども、社会情勢の変化をどう捉え、大綱にどう書き込んでいくのか、御意見を賜りたいと思っております。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 教育施策大綱策定に当たって教育を取り巻く社会情勢の変化をどう捉えるかということについて申し述べたいと思っております。

先ほど津田議員から、しっかりお約束したことの責任を果たしていくようにというふうに御指導いただきましたので、しっかり政策集に掲げたこと、実現できるように努力していきたいと思っております。

本県では、平成28年3月に策定しました三重県教育施策大綱、この大綱においては、学校教育における青少年期だけでなく、家庭教育や幼児教育、さらには、学校教育後の成年期も対象とし、人の一生を連続性の中で捉えて、体系的に取組を進めてきました。

本年度は、現教育施策大綱の期間の最終年度であり、年度内に次期の教育施策大綱を策定することとしています。

策定に当たっては、現大綱策定後の教育を取り巻く社会情勢の変化を踏ま

えるとともに、これまでの成果や課題を整理し、次期大綱に反映していきたいと思います。

このうち、教育を取り巻く社会情勢の変化、主に八つぐらい上げたいと思いますけども、一つは人口減少、少子高齢化のさらなる進展による市場規模の縮小などにより、従来の社会モデルが通用しない時代となっていること、二つ目は超スマート社会、Society 5.0の到来により産業構造や人のライフスタイルの変化を伴う社会の転換が見込まれること、三つ目は成年年齢の18歳への引き下げに伴い、子どもたちが早い段階から権利や義務と向き合い、社会を担っていくこととなること、四つ目は人生100年時代の到来が予測される中で、一人ひとりがより豊かに生きていくために、生涯にわたって学び続けることが必要となること、五つ目はグローバル化の進展等により、人々の生活圏が拡大し、人材の流動化や社会のますますの多様性の増大が見込まれることなどであります。

これは大きな時代の変化という点でありますけれども、子どもたちの身近なところについて申し上げます。したがって、変化の六つ目でありますけれども、人々のつながりが希薄になることに伴う、地域コミュニティの弱体化により、地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりが一層求められていること、七つ目は貧困の連鎖と教育格差の拡大、固定化を生じさせないよう、学校と関係機関との切れ目のない連携した支援が求められていること、八つ目は複雑化、多様化しつつある、いじめ、不登校、虐待などの課題への対応とともに、凶悪な事件や交通事故等への対策、防災教育など、子どもたちの安全確保が強く求められていることなどの課題があり、こうした状況への適切な対応が必要となっています。

今後、次期教育施策大綱については、三重県議会、教育委員会と十分議論するとともに、今年度策定する、みえ県民カビジョン・第三次行動計画（仮称）と整合を図りながら、子どもたちの希望と輝く未来の実現に向けて、検討を重ねてまいります。

〔44番 津田健児議員登壇〕

○44番（津田健児） 海外に留学していた時期もあったんですけども、横文字はあんまり得意じゃなくて、Society 5.0だとかSDGsですか、なかなかそれはわかりません。置いてきまして。

二十数年前、アメリカの学生時代のときに、大学院でしたけれども、名前がベティさんという方で、75歳ぐらいだったかな、彼女の将来の夢は、発展途上国で教育を受けられない子どもたちに教育を施していくのが夢であって、その75歳のおばあちゃんとその話を結構しゃべっておりました。その夢がかなったかどうかわかりませんが、かなったことを信じたんですけども、先ほど人生100年時代というふうに言われました。

三重県の女性は、健康寿命2位でございますので、やっぱりこれから歳をとっても勉強できる、スポーツできる、学べるという社会は非常に大事なと。向こうへ行って、いつでも、どこでも、どんなときでも学ぶことができる、生涯教育を体験させていただいて、やっぱり日本にはもっと必要なかなというふうに思わせていただきました。

それと、先ほど言いました社会状況が変わって、今回の一般質問でもたびたびありましたけども、児童虐待があったり、ひきこもりがあったり、不登校があったり、不登校に対してはいろいろありますけれども、そういったものに対しても、しっかりと捉えて教育施策大綱に書き込んでいただきたいなと思っています。

そこで、県民の信を得て、知事がこれからやろうとしている大綱でございますけれども、どれほど中身がすばらしいものでも、実効性のない大綱だったら意味がございません。そこで、次の質問に行っていますけれども、大綱をより実効性のあるものにするために数値目標を設定し、PDCAサイクルに基づく進捗管理をすべきだと私は思っていますので、知事にお伺いしたいと思います。

先日、大綱に数値目標を掲げている高知県の職員とちょっとお話をさせていただきました。高知県の尾崎知事は、鈴木知事の奥さんの武田美保さんと同様、教育再生実行会議のメンバーで、非常に教育には熱心な方でございま

すけれども、高知県では、毎年、科学的なエビデンスをもとに活発な議論がされておりまして、大綱の期間は三重県と同じ平成28年度から4年間でございますけれども、既に目標値を達成したものだとか、成果が全く上がっていない項目だとか、新たな課題が見つかったときには、毎年、マイナーチェンジをするみたいなんです。昨年度も教育総合会議や議会において活発な議論が行われて、途中で10項目の見直しがなされました。インターネットの高知県議会の検索で教育施策大綱とインプットすると、議員が44件の項目を本会議で質問されておりまして、非常に熱心な県議会での議論がありました。

三重県では、大綱を質問するのは私か杉本議員ぐらいなもので、マニアックな方しかされなれないと思いますけれども、やっぱりきれいな文言を並べていただいても、なかなかそれをもとに議論というのはできないと思います。ですので、県民から見てわかりやすい議論、県民から見てわかりやすい成果が示せるように、数値目標を掲げ、進捗管理すべきだと思いますが、どうでしょうか。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 教育施策大綱を実効性あるものとするための数値目標などについてであります。

この教育施策大綱、文部科学省の通知によれば、教育等の施策について根本となる方針等を定めるとされておりまして、このことを踏まえ、本県においては、大綱に、三重の教育における基本方針、教育施策の体系と基本的な取組方向などを取りまとめています。

詳細な取組内容や数値目標等については、みえ県民力ビジョン・第二次行動計画のほか、三重県教育ビジョンなどの個別計画において設定し、PDCAによる進捗管理を行っているところであります。

教育施策大綱の実効性を高める観点から、大綱に基づく取組の主な成果と課題について、毎年度総合教育会議で議論することにより検証を行っています。

次期の教育施策大綱に記載する内容については、今後、議論していくこと

としておりまして、策定に当たっては、基本的には、今申し上げたような、現在の大綱と同様の進捗管理をしたいというふうに考えておりますが、大綱は大綱でありつつ、その大綱を実現する数値目標は行動計画や教育ビジョンに書くということなんですけども、例えば、それが大綱とどう関係しているのかとか、その大綱を実現するための数値目標はこれとこれとこれですよというのを、ここにこう書いてあるですよというようなことをわかりやすくお示しするとか、それがちゃんと進捗しているのかというようなことについての工夫などのやり方については、ぜひ議論してみたいと思いますし、多分全国で高知県に次いで教育施策大綱が長いのが三重県のものでありまして、先ほどのマイナーチェンジのことなどについても、高知県のことについて少しお聞きしながら、できる工夫がないか考えてみたいと思います。

〔44番 津田健児議員登壇〕

○44番（津田健児） 教育施策大綱について文部科学省が出している通知なのか何なのかわかりませんが、要綱みたいなものには、大綱は大きな方針を掲げるということなので、他県を見ると、鈴木知事おっしゃるように、一番長いのが高知県で、その次は三重県。総合教育会議で忙しいのが三重県、その次が高知県なのかもしれませんが、非常に熱心であります。ただもう一つ、県の事情に合わせて大綱をつくっていくということが基本でございます。文部科学省にもきちんと確認させていただいて、数値目標を掲げることに何ら問題もありませんし、教育ビジョンは学校教育でありますし、また県民力ビジョンは部署のバランス、量、質のバランスとかいろいろありますので、一度検討していただいて、きれいな、反対できんような文言をばんばん並べるのではなくて、それも大事なんですけど、きちっと目標設定をしていただいて、議論していただいて次につながるように県民から見える目標であり、県民に見える成果を示せるように頑張っていただきたいと思っています。

次に、委員会や一般質問でも大分と取り上げさせていただきましたが、有効的な人材活用でございますけれども、教育予算の75%が人件費であるよう

に教育は人でございます。教育委員会だけの人件費予算でも約1200億円、これ、三重県予算の中では一番大きなウエートを占めておりますが、この大きな教育人件費予算を効率的に配分する観点がないと私は思っています。

昨年度全員協議会において、行政改革の取組の功績として総人件費削減について報告を受けましたが、例えば令和元年度と平成30年度の純粋な県単教職員、すなわち標準法を超えた定数での教職員の削減数は4人です。国定数の削減数が149人。子どもの数が減って、国の定数が減って、国庫補助金が減って交付税が減額されたので、それに合わせて県単教職員もちょっと減っていったと。ですので、いろんな議論をしていただいて県単職員を削って、他の教育人材、人づくりのための人材に充てた努力は見られません。委員会等、様々な場面で、真に子どもたちに資する予算にするという答弁がありました。その形跡が見えません。

教職員の給与、数ともにトップクラスである三重県は、一方で子どもたちのための専門人材、いじめ、不登校、ひきこもりのためのSCやSSW、家庭教育推進のための人材、特に家庭教育が崩壊している家庭へ手を差し伸べるアウトリーチ人材、児童相談所のスタッフ、クラブの外部指導者など教育、子どもたちにかかわる人材は大変不足しております。限られた財源で効果的に教育人材の配置を考えずして、教育効果を高めることはできません。大綱にある約束事を一つでも多く実現するために、教育人材の有効的な活用をはっきりと大綱に書くべきだと私は思いますが、どうでしょうか。

〔福永和伸戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（福永和伸） それでは、教育施策にかかわる人材の有効活用について大綱に書き込んでどうかということについて御答弁申し上げます。

近年、子どもたちを取り巻く課題は複雑化、多様化しておりまして、これを解決していくためには、教員だけではなく、チーム学校として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーなど、多様な専門性を持つ人材と効果的に連携し、組織的、協働的に取り組んでいくことが重要となっております。

こうした専門人材を具体的に有効活用することにつきましては、やはり先ほど知事からの答弁にもありましたけれども、一応整理がありますので、具体的な話に関しましては、個別計画である次期の教育ビジョンに委ねることが適切と考えます。ただ、全体の大きな方針として次期教育施策大綱に反映していくかどうかについては、今後の策定過程の中で検討してまいりたいと考えております。

〔44番 津田健児議員登壇〕

○44番（津田健児） 思い出しました。四、五年ぐらい前ですか、家庭教育の勉強会に福永部長、来ていただきましたね。そのときは、SSW、スクールソーシャルワーカー11名で、家庭教育、先ほど言いましたアウトリーチ事業を進めるに当たって、講師の方がSSW必要だという話をされまして、それも福永部長、非常に必要性を認識されておられました。何とか11名から12名、今年度、やっと1名増えたということでございますけれども、そのときに福永部長が言われたことは、県は財政が逼迫してまして、1名増やせられないんですねという話をされてましたよね。覚えていませんか。私ははっきり覚えてはいますが、言われていました。

県の教職員は1万5000人、そのうち県単は大体100分の1だと思うんですけども、かなりの人数です。少人数学級、効果あるのかどうかわかりませんが、科学的な根拠はございませんが、学校の現場からは非常に人気があると。TTについては、もうここでは申し上げませんが、やっぱりいじめであったり、不登校だったり、いろんな課題に対応するためには、こっちは学校の先生は給料、むちゃくちゃ高いし、県単の職員も他県に比べて、鳥取の次に多い状況で、SSWはこうだと。

今朝の中日新聞で、名古屋市なんですけど、SC、スクールカウンセラーを常勤化しました。で、5年たちました。相談件数が10倍でございます。

四日市市でいいますと、三重県のスクールカウンセラーの配置状況は週に1回、2時間です。国は4時間ぐらいでということでございますけれども、四日市市は相談件数が多過ぎて2時間では対応できないので、倍ぐらいのス

クールカウンセラーを雇っている状況なんです。

しかも、何でそうなるのかなと思いますけれども、三重県の非常勤化が問題、日本共産党の山本議員も言われていましたけれども、基本的に非常勤が多いのは、少人数学級、少人数教育の総額裁量制、昔は、国のほうで一つの枠ができたなら一つ採用しないとイケないんですけれども、今は一人の枠だったら、その枠を使って何人でも非常勤で雇えると制度が変わってきましたので、この制度を使って三重県はばんばん非常勤を雇っている状況なんです。

でも、補助金3分の1、交付税措置3分の2なんですけど、SCもSSWも基本的には3分の1補助金で、3分の2交付税措置なんです。同じ仕組みなのにもかかわらず、SC、SSWはだめだと、こんなことを言い出したらもうきりがありません。

ですので、先ほど基本的には教育ビジョンと言っておられましたけれども、知事は約90%の支持を得て、しかも教育の話をばんばんしながら当選をさせていただいたので、やっぱり教育ビジョンの上位である教育施策大綱でしっかりと描いていくのが私は当然だと思ってます。

日本で一番忙しい教育委員なので、知事のせいで一番忙しい教育委員なので、さらにというところについては、私もちょっと申しわけないなという気持ちがありますけれども、やっぱり子どもたちのために、子どもたちの目線でしっかりとやっていただきたいと思っています。

多分、時間がなくなってきたと思いますけど、次は道德教育の話をさせていただきます。

高等学校には小学校、中学校と異なり道德の時間が設けられていません。学習指導要領では、学校の教育活動全体を通じて道德教育を行うことになっています。教育施策大綱の中でも小学校、中学校の道德と思われる記述はありますが、高等学校には、道德教育の全体計画の充実等に取り組むという記載があるだけで、小学校、中学校に比べると不足感を感じてしまいます。

以前、朝日町で中学校の女子生徒の痛ましい事件の後、当時の教育長が高等学校において道德の時間を設けるか検討しますと答弁いただきましたが、

結局は実現しませんでした。

きれいな言葉で言うと価値観がますます多様化していくという社会でございますけれども、そんな時代だからこそ、人としての生き方や道などを子どもたちが考える道徳の時間は、さらに重要性が増していると思います。道徳の時間で大きく変わることを期待し過ぎることはできませんが、年に数時間でも設けることができれば、道徳教育推進教師を中心に学校全体の議論が多くなり、学校全体の関心が高まり、道徳教育の精度が高まっていくことだと思います。3回目の要望になりますけれども、教育長、よろしく願いいたします。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 高等学校において道徳の時間を設けるべきと考えるが、どうかという御質問についてでございます。

これまで高等学校では、学校ごとに、道徳教育の重点目標や推進体制などを定めた全体計画を作成し、人間としてのあり方、生き方に関する教育を行ってきました。各学校では、教科、科目や総合的な学習の時間、特別活動等において、規範意識や生命を尊重する心、主体的に社会の形成に参画する意欲と態度、国際社会に生きる日本人としての自覚等、道徳について学んでいます。

特に命を大切にする教育については、重要な道徳教育と考え、校長自らがリードして重点的に取り組んでいます。具体的には、交通事故遺族の声を聞くことや、年間を通じた乳幼児とのふれあい等の取組を行っており、生徒からは、子どもたちがたくさんの愛情を注がれて毎日生きていて、自分もそのように育ててもらったということがわかったなどの感想も得ております。

新しく告示された高等学校学習指導要領では、平成31年4月から、学校や生徒の実態に応じて、各学校の課題に対応した道徳教育を行うこととしています。その推進役として高等学校においても校長が道徳教育推進教師を任命することになりました。

このため、教育委員会では、全体計画の改善や校内での研修が適切に行わ

れることを徹底するため、今年度、全ての県立高等学校の道德教育推進教師を対象とした研修を実施することとしております。

また、令和4年4月から、新しく設置される公民科の公共や倫理並びに特別活動は、道德教育の中核的な指導の場面を担うことになっており、公共等を指導する際には、立場や根拠を明確にした議論が行われるよう学校訪問等を通して周知をしております。

教育委員会といたしましては、成年年齢の引き下げを見据えて、これまで以上に高校生が義務を果たし責任を重んじながら、社会に参画できるよう、様々な学びの機会を捉えて、道德性を養うことが大切だと考えております。

今後とも、各学校の実情に応じて、全教師が道德教育の担当であるという意識で推進し、豊かな心や公共の精神等、道德に関する内容等について学ぶ時間が確保され、実効性のある道德教育が行われるように取り組んでまいります。

〔44番 津田健児議員登壇〕

○44番（津田健児） 道德の時間を設置するかどうかを聞いていたんですけども、それについてお願いします。

○教育長（廣田恵子） 道德という科目名で、そういった科目を設定することは考えておりません。繰り返しになりますが、全体のいろんな教科の中で道德教育を推進していくという方向で、従来と変えておりません。

〔44番 津田健児議員登壇〕

○44番（津田健児） 私は、平成30年度だと思うんですけども、学習指導要領が変わって道德教育推進教師を中心として、全教員の協力を得て道德教育を進めていくということになりました。ちゃんとやっていると、私は思っていないんですけども、確認のため、何人かの高校の先生に確認をしましたけども、実態は校長が指名してるんですけども、そんだけ一生懸命、道德教育推進教師が中心になってやっているんだったら、道德教育推進教師が誰かというぐらいはわかってるだろうなと思って聞いたら、全然知りませんね。

道德教育について、全体計画を定めるために議論したんかと聞くと、議論

したこともないし、記憶にもないと、これが状況なんです。報告書には、きちっと教育長のほうに上がっているかもしれませんが、教育活動全体を通じて道徳教育を教えるということは、基本的には先生方に意識をさせるだけであって、実態は変わらないケースが現場では多々あると私は思っています。

前の山口さんもそうですけども、しっかりやりますと言いながら、人権教育はしっかりとやっていただいているとは思いますが、道徳の教育については、高等学校については全く、全くと言ったらあれかもしれませんが、今、教育長が言われたようなことにはなっていませんので、やっぱりその実情をしっかりと認識していただいて、私に対してうそをついていただいてもかまいませんけれども、あのとき、教育長は思わず言ってしまったんかもしれませんが、15歳で亡くなった寺輪博美さんのことを考えたら、きちっと私学でもやってますし、ミッション系のクラブは宗教という時間を設けてやってるわけなので、公立の高校でできないということではないので。だから、時間を設けないのであれば、しっかりとやってもらわないといけないし、設けるのであれば、授業として設けると、そのためのいろんな準備だとか議論が必要になってくるので、そこのところをしっかりとやっていただきたいと思いますが、時間はないですけども、一言。

○教育長（廣田恵子） 先ほど議員から御説明あった朝日町の事件がございまして、そこで私の中でちょっと触れたんですが、命を大切にする教育ということについては、校長、それから全教師とも非常に意識を持ってまして、あれ以来、ずっとその意識で続けております。

ただ、それが道徳ということで、そこの絡みぐあい、意識が伝わってなかったかもしれませんが、道徳教育推進教師というのが、この4月1日からの任命ですので、そこの点については役割もきちっと学習指導要領に書いてございますので、そこを徹底させて全教員、誰に聞いても誰である、道徳教育推進教師が誰であるか、どういうことをしなければならないか、それから全体計画について学習指導要領にみんなで議論をするということも書いてございますので、その意識を持つことについては、先ほども申し述べまし

たが、研修を実施することとしておりますので、そこについては特に今年度は徹底をさせたいと思っております。

〔44番 津田健児議員登壇〕

○44番（津田健児） よろしくお願ひします。4度目の質問が出ないように、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

次に、交通安全施設の設置、補修における市町との連携についてでございますが、本来であれば、一般質問には合わない内容とは思ひますけれども、昨年、見通しの悪い市道交差点に一時停止の道路規制を要望していた四日市市役所の道路課の職員からの言葉を聞いて質問しようと決めました。

その職員の言葉とはこうだったんですが、警察から連絡が遅れるのはよくあることですが、四日市市は下級官庁だと思われているんでしょうかねということでした。県議会の中では、議員と公安委員会、県警察とは別々の関係ですけれども、一旦外へ出ると県警察も県議会も県の組織でございますので、一緒だということを見ると、非常に申しわけない、情けない思いでいっぱいございました。

交通安全施設の質問は、以前から議会でもたびたび取り上げられています。また、委員長報告も、平成27年6月、平成28年10月、平成29年3月、毎年交通安全施設の予算要望と同時に市町との連携が報告されていますが、予算については少しずつ改善されつつありますけれども、市町との連携については一向に改善されているとは私は思ひていません。

昨年12月にも、四日市市議会で前代未聞の交通安全施設の整備の推進等を求める意見書が決議され、知事と公安委員長に出されました。何人かの市議会議員と意見交換をしましたが、予算要望だけなら市議会で決議することはなかったけれども、あまりにも市と連携がとれていないので決議させていただきましたとおっしゃっていました。

ここで、県警本部長にお伺ひしますけれども、この所見をお聞かせ願ひたいと思ひます。

〔難波健太警察本部長登壇〕

○警察本部長（難波健太） 交通安全施設における市町との連携について御質問をいただきました。

申すまでもありませんが、交通安全施設の設置、補修というのは、道路交通の安全確保を目的としておりまして、これは総合的な交通安全対策の主要な一部であります。ほかの対策とも相まって最大限効果的、効率的にやる必要があるというものであります。

交通安全対策というのは、もとよりひとり警察のみでなし得るものではありません。市町との関係でも、道路管理者の立場であり、かつ基礎自治体として身近な安全対策に取り組んでおられる立場でもあるということから、様々な連携が重要だと認識をしております。

道路管理者との関係で申しますと、例えば道路標示の設置について警察と道路管理者との施工が重複したり連動したりする場合がありますので、これにつきましては議会の御指導等もいただきながら、同時施工を可能な限り推進してきたところであります。

また、より広い役割を担う市町との関係で申し上げれば、例えば特定の交差点、あるいは特定の道路区間での安全対策を進めるに当たって、可能な対策を双方が出し合って適切に組み合わせることで対策の効果を最大化すると考えられることから、様々な連携に努めてきたところでございます。

ただいまの議員からの御指摘については、真摯に受けとめさせていただきまして、反省すべきは反省し、また市町との関係でも、ともに道路交通の安全確保に取り組むパートナーであるということ、この機会に改めて自覚をして、市町との一層の連携の強化に取り組むまいと考えております。

以上でございます。

〔44番 津田健児議員登壇〕

○44番（津田健児） 答弁しづらいような質問でしたけれども、私のしつこさは隣の教育長、よく知っていますので、しっかりと対応していただいて、こういった質問がないように頑張りたいと思っています。

次に、横断歩道における歩行者優先の徹底でございますが、最近、新聞だ

とか昨日、テレビでも結構やっていましたので、企画員にもういいですかねと聞きましたら、ぜひ質問してくださいということです、議会を通じて、広がりというんですか、広報をしっかりといただくのも重要ですので質問させていただきたいと思います。

昨年11月、JAFが信号機のない横断歩道における実態を全国調査いたしました。その結果が新聞等で発表され、三重県は、歩行者がいるときに一時停止する率が1.4%、全国ワースト3位でした。1.4%ですので、ほとんどとまらないという実態でございますが、三重県警としてこの状況をどう捉え、対策をとっていくのか教えていただきたいと思います。

〔難波健太警察本部長登壇〕

○警察本部長（難波健太） 横断歩道における歩行者優先が徹底されていないのではないかと御質問をいただきました。

県警察では、まず平成28年9月から、歩行者にやさしい三重県づくり作戦を展開しておりまして、ドライバーに対しては、歩道、横断歩道では人が優先であるということの周知を図るとともに、横断歩行者妨害の取り締まりを強化するなどして、横断歩道における歩行者の保護に取り組んでまいりました。

しかしながら、本年に入っても5月末現在で、県内において横断歩道を横断中に交通事故により二人の方が命を落とされているほか、多くの方が負傷されているなど、依然として、歩行者にとって安全であるはずの横断歩道上の事故は後を絶ちません。

この背景には、横断歩道における歩行者優先のルールがいまだに浸透していないことなどがあると言わざるを得ないと考えております。

こういった現状を踏まえまして、今月から毎月11日を横断歩道SOSの日と設定いたしまして、歩行者の保護誘導活動や横断歩行者妨害の取り締まりを強化しております。

このSOSという名前ではありますが、さわやかな、横断で、スマイルの頭文字でありまして、合わせて横断歩道の安全が脅かされているという危機感

を表現したものであります。

県民の皆様を悲惨な交通事故から守るため、関係機関、団体等との連携を一層強化しまして、横断歩道における歩行者の安全対策に全力を挙げて取り組んでまいります。

以上でございます。

〔44番 津田健児議員登壇〕

○44番（津田健児） 横文字が苦手な私ですけれども、皆さん、アメリカとか西洋へ行っていただくと、信号機のない交差点に人が立っていると、必ずとまるんですね。私、26歳ぐらいに向こうへ行きましたけれども、その状況を見て、安全運転につながるというのは当然なんですけれども、ああ、すごくすばらしい、優しい、アメリカもいろんな課題抱えてますけれども、その場面を見てすごくいいなと思わせていただきました。

これは交通安全の運動でございますけれども、そういう思いやりの社会を広げていくということでも、このSOSって非常にすばらしい言葉だなというふうに思っていますけれども、そういう社会が目指せるように頑張っていたきたいと思います。

次に、四日市北警察署跡地の地域防犯拠点の支援についてでございますけれども、昨年9月、旧四日市北警察署の老朽化などの理由で四日市北警察署が旧富田山城線沿いの羽津地区に移転しました。

この移転については地元の方々の深い理解と誠実な対応の結果、スムーズに移転できたことを警察本部長には心にとめていただきたいと思います。かつて旧四日市北警察署付近には二つの交番がありました。その交番の移転の際には、地元の方々の激しい反対運動がありました。私が初当選の前後だったと思いますけれども、富州原交番が隣の川越町に移転するにはかなりの抵抗があったと記憶しています。

しかしながら、近くに警察署があり、きちっとカバーをしていくとの理解で、その反対運動がおさまっていきました。今回は、その前提となる警察署が移転しますので、地元の反対は必至であると想定をいたしました。四日

市北警察署の機能が充実をし、四日市北部の治安がよくなっていく等、自治会の方々に理解をしていただき、スムーズに移転できたと思っています。

しかも、交番は当初から難しいとの話を聞いておりましたので、それさえも要望せずに、何らかの治安機能を残しますという口頭での約束を信じて、誠実に対応されました。

当然、ごね得を主張される方もたくさんおみえでしたけども、きわめて誠実に県警の方針に従っておられました。ですので、正直者がばかを見ない、誠実な対応には誠実に対応していただくことを期待したいと思います。

今年度、四日市市は警察署跡地周辺における治安、防犯機能の確保を目的として、地域住民と連携を図りながら運営する地域防犯拠点施設を整備する予定になっています。基本的には、先ほども下野議員、ちょっと言われてましたけれども、千葉県の防犯ボックスのようなものを考えておりますが、県警OB等が駐留したり、警察官がパトロールの際に立ち寄ってもらうことで犯罪防止効果を狙うほか、自主防犯団体の活動拠点としての事務局機能を持たせながら、地域の安全・安心に資する拠点として考えています。

しかしながら、この構想を実現させるためには県の協力、特に県警察の協力は欠かせません。まだ正式に県警察のほうに要請が来ている段階ではございませんけれども、現時点の支援体制について教えてください。

〔難波健太警察本部長登壇〕

○警察本部長（難波健太） それでは、旧四日市北警察署跡地に四日市市が計画をしておられる地域防犯拠点への警察の支援ということで御質問をいただきました。

議員からもございましたが、四日市北警察署につきましては、地域住民の方々や関係各位の御理解と御協力をいただきまして、昨年9月、四日市市松原町地内の旧庁舎から現在の四日市市の羽津地内に移転をいたしまして、約9カ月が経過したところであります。

警察署移転による旧庁舎周辺地域の治安への影響につきましては、刑法犯認知件数が減少しているなど、数値上は特段の影響は見られませんが、まだ

移転してからの期間も短いことから、今後も犯罪発生状況の推移を見ながら、治安への影響は注視してまいりたいと考えております。

他方で、長年警察署があったものが移転したということで、地域住民の中に不安を感じる方がおられることは十分理解をしているところでございます。

県警察といたしましては、警察署の移転後、制服警察官による旧庁舎への立寄りや周辺地域におけるパトロールの強化に努めておりますほか、旧庁舎前に街頭防犯カメラを設置するなど、地域住民の方々の安全・安心の確保に取り組んでいるところであります。

また、先ほど御紹介ありましたが、四日市市が、地域住民の方々の警察署移転後も防犯機能を維持してほしいとの要望を踏まえまして、旧庁舎の土地の一部を利用して防犯拠点となる施設を設置する計画を進めておられるということは承知をしております。

この防犯拠点となる施設に対する警察の支援であります。例えば、制服警察官による立ち寄りのほか、この拠点において防犯団体等が活動する場合になった場合には、その活動に対する助言ですとか、あるいは警察官との合同パトロールの実施といったものが考えられるかと存じます。

いずれにいたしましても、施設の設置自体の動きに合わせまして具体的かつ前向きに検討してまいりたいと存じます。

以上であります。

〔44番 津田健児議員登壇〕

○44番（津田健児） 県警の支援体制については、地元の方々は非常に注目をされておられますので、やっぱりお巡りさんは正義の味方でないといけませんと思いますし、誠実に対応されたことに対しては誠実に、正直者がばかを見ないような対応をぜひともお願いしたいと思います。現段階では、細かいことはちょっと言えないと思いますが、期待したいと思います。

それでは、三重のふるさとの川、復活への取組についてお伺いをいたします。これを三重県環境基本計画の中にどう位置づけていくかということで、質問をさせていただきます。

三重県の河川の水質は、工場、事業所の厳しい排水基準であったり、下水道、合併浄化槽の整備が進んで随分よくなっています。環境基準の適合状況を見ても、近年90%以上で、直近の平成29年は92%です。また、身近な川や環境問題への関心を高めるために、環境省や国土交通省とともに全国水生生物調査に取り組んでおり、調査には小学校、中学校を中心として多くの団体に参加していただいております。さらに平成15年に水質汚濁防止法が改正され、新たに水生生物の保全に係る水質環境基準が定められ、県内25水系43河川を環境基準の水質類型の指定を行い、水質管理をきちんとしていただいているところです。

加えて、河川整備においても、河川法が改正され、河川環境の整備と保全が目的の一つとして位置づけられ、県内河川の整備基本方針、整備計画には、自然環境への配慮事項が盛り込まれ、これまでに名張川、久米川など幾つかの河川において、生態系に配慮した川づくりの事業が行われたほか、自然環境に配慮した河川工事が各地で実施されています。

三重県環境基本計画を見ても、生物多様性の保全及び持続可能な利用、自然とのふれあいの確保、生態系や自然環境に配慮した施設整備などなど、みえ生物多様性推進プランにおいても同様の言葉がたくさん、たくさん並んでいます。

ここまで聞いていると随分よくなっているはずですが、実際はそうではございません。水質はかつてよりかなりよくなりましたが、我々が少年時代に遊んだ川よりも生物多様性にもなっていませんし、水辺で遊ぶ子どもの風景も釣りざおを持って自転車をこぐ少年も私の住む四日市市では見なくなりました。アユやオイカワがすめる水質の河川はどんどんと増えましたが、アユやオイカワがすむ川は戻ってこない。それでは我々が次世代に生きる子どもたちに自信を持って、ちゃんと仕事をしていますとは到底言えません。

そこで先日の知事の提案説明において、前倒しで三重県環境基本計画の改定をしていくとの説明がございましたが、豊かに生物がすめる川づくり、住民の方々が水辺に親しむ川づくりの視点で、どう計画に位置づけていくのか

教えていただきたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 豊かに生物がすめる川づくりや、住民が水辺に親しむ川づくりの視点を、三重県環境基本計画にどう位置づけるかということについて答弁したいと思います。

マイクロプラスチック問題、SDGs、気候変動適応等、環境にかかる新たな対応が求められている中で、SDGs等の目標年である2030年に向け、持続可能な社会の実現を目指し、本県の環境施策のマスタープランである環境基本計画を2年前倒しして改定することとしました。

その改定に当たりましては、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築を重点項目とし、三重県環境審議会に設置した学識経験者等で構成する部会などにおいて検討を行うこととしています。

河川等における生物多様性の保全につきましては、みえ生物多様性推進プランに基づき、豊かな自然が次世代へ継承されるよう、県民の皆さんやNPO団体等と連携し、生態系や希少野生動植物の保全活動に取り組んでまいりました。

こちらにも今年度改定を予定しております、みえ生物多様性推進プランでは、新たに、議員御質問のような、生物が豊かにすめる視点を取り入れて、川、森林、海等のフィールドにおける保全活動の取組の広がり为目标とすることを検討しており、こうした取組をきっかけとして、生物が豊かにすめる川づくりなどの自然環境の保全に努めていきます。

河川整備におきましては、それぞれの河川の特性を踏まえ、魚類の生息や植生の繁茂が可能な護岸ブロックを採用するなど、自然環境に配慮した整備を進めるとともに、階段護岸など、親水空間の整備を進め、瀬や淵、湿地の保全にも取り組んできました。

多様なニーズの中で、自然環境等の保全と治水機能の確保を両立させることが重要であることから、引き続き、河川の特性に応じた多自然川づくりや生態系に配慮した親水空間の保全に取り組んでいきます。

環境基本計画の改定に当たっては、先ほど申し上げました、次期みえ生物多様性推進プランなどとの整合性を図りつつ、生物多様性の保全や自然環境に配慮した川づくりの位置づけを検討するなど、分野横断的に計画づくりを進めてまいります。

〔44番 津田健児議員登壇〕

○44番（津田健児） 知事がしゃべると、ええことしとるなというふうに思ってしまうんですけども、いろんな計画だとかプランなんかにおいて、すばらしい言葉が並べられているのは事実なんですけども、例えばBODだとかCODだとか、やっぱり数値目標となると、生物の個体管理というのは非常に難しいかもしれませんが、数値管理となると、実際問題、オイカワが何匹いたのかだとか、あるいは河川改修において、生物に配慮した河川工事が何本行われましただとか、肝心なところになると、プランから数値目標の部分は、よく見ていただくとわかるんですが、抜けているところがたくさんあるんですね。そういったところをちょっと注目していただいて、もし計画なんか立てる場合は、環境基本計画の最後のほうのページに、数値目標がどンドンどンドン書いてあるんですけども、肝心な部分については数値目標が空白ですので、そこら辺を、そこら辺と言っても、ちょっとわからないかもしれませんが、注目していただいてやっていただきたいなと思います。

本当にきれいな言葉が並んで目標の文言はうまいこと書かれているんですが、管理ができていない。先ほどの教育にもあったんですが、そういうところをしっかりと見ていただきたいなというふうに思います。

それから、次の質問に入れるかどうかわかりませんが、入りたいと思います。

平成5年に制定された環境基本法には、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画を策定することが規定されました。第1次環境基本計画では、水環境の保全に関して、水質、水量、水辺地、水生生物を総合的に捉えた水環境の保全の重要性がうたわれました。

さらに平成26年には、水が人類共通の財産であることを再認識し、水が健

全に循環し、そのもたらす恩恵を将来的にわたり享受できるよう、水循環基本法、そして基本法に基づき、水循環基本計画が策定されました。その計画には、河川流域の総合かつ一体的な管理を行うため、地方公共団体等が中心となり、流域水循環協議会の設置や流域水循環計画の策定などの必要な体制の整備を図ることが求められました。

川は、多様な生物の生息の場、繁殖環境であるとともに、人の生活に密接に関するものであり、地域の歴史、文化、伝統を保持したり、創出する重要な要素であります。

また、安らぎや子どもの遊び場、にぎわいを有したり、自然への畏敬を感じる場所でもあります。川の水辺空間の保持は、多様な主体が協力し合って初めてその川が持つ価値を見出すことができます。

ここで提案ですけれども、多様な主体による流域単位の協議会や計画をつくって、川のあるべき将来像を皆で語り、目的を共有していくことは重要と思いますが、どうですか。

〔大西宏弥地域連携部長登壇〕

○**地域連携部長（大西宏弥）** 流域水循環協議会を設置して、そういう計画を策定してはどうかという御質問にお答えをしたいと思います。

水質の保全、生物多様性の保全、あるいは水辺環境の保全などをはじめとする、健全な水循環の維持、回復に向けては、現在、環境保全や河川整備など各部局が所管します個別計画による取組もございます。そうした中で、流域課題の対応については、今後、流域水循環計画の策定という選択肢も含めて、関係部で議論してまいりたいと思います。

〔44番 津田健児議員登壇〕

○**44番（津田健児）** 水質の管理は環境生活部、生物多様性は農林水産部、計画づくりは地域連携部、実行する部は県土整備部なのですが、地籍調査みたいなにならないように、しっかりとやっていただきたいと思います。

これで質問を終わります。（拍手）

○**副議長（北川裕之）** 49番 舘 直人議員。

[49番 館 直人議員登壇・拍手]

○49番（館 直人） 三重郡選挙区から選出をいただいております議会会派草莽の館直人でございます。本日の一般質問の最終バッターでございまして、相撲でいけば打ちどめ役を務めさせていただくわけでありませうけれども、議長のお許しをいただきましたので、早速、発言通告に基づいて質問をさせていただきますと、このように思います。

一つ目は、東京2020オリンピックの聖火リレー、その三重県ルートについてお伺いをいたしたいと思っております。

来年3月から47都道府県をめぐる聖火リレーについては、6月1日、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が、そのルートの概要を発表したところであります。前回、1964年の東京オリンピックでは、聖火を四つに分けて四つのルートで、伴走者を含めた10万人が34日間かけて、6755キロメートルを走破したということらしかったです。

今回は、聖火の火は分けずに総日数は121日間で行うということでありませうし、聖火は、来年の3月26日に、あの福島県のJヴィレッジを出発をして、開会式当日、7月24日まで、私の誕生日の明るくなる日になるんですけども、全国の自治体のほぼ半数に当たります857市町村をめぐるわたくしということだそうでございます。

そのルート、これについては岩手県の陸前高田市、奇跡の一本松であったり、北海道の胆振東部地震の被災地など、まさに復興五輪、これを印象づけるルートのほか、世界遺産や観光名所、また伝統文化の発信地なども経由をして、走行される距離は約2000キロメートルになるんだろうと、このように言われているところであります。

そこでお伺いをさせていただきますけれども、県内ルートは、県の実行委員会が決定をし、6月1日に公表されたところでありますけれども、この選定に係る経緯や検討状況、そして選定の考え方、またランナーの選出など、今後のスケジュールも含めて御答弁をいただきたいと、こう思いますし、そして、東京パラリンピックの聖火リレーについても、来年8月13日から25日

にかけて実施をされるということだそうでありますけれども、これへの対応はどうなるかも含めて御答弁をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

〔辻 日出男地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長登壇〕

○地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長（辻 日出男） 東京2020オリンピック聖火リレー並びにパラリンピックの聖火リレーについての御質問について答弁申し上げます。

東京オリンピック聖火リレーにつきましては、昨年9月に知事を会長とする三重県実行委員会を設置し、まず県内ルートについて検討してまいりました。

県内ルートの選定に当たりましては、組織委員会から、実施時間が1日8時間程度であること、走行距離が一人当たり200メートル程度であること、また1日当たりのランナーの人数は80人から90人程度とすることなどの条件が示されておりまして、南北に長い本県の地理的特性からしますと、全ての市町を通るようルート選定を行うことは難しい状況でありました。

このような制約の中、県内ルートにつきましては、多様性と未来への継承を基本コンセプトとする実行委員会の考え方にに基づき、本県の美しい自然や歴史、文化、産業、スポーツゆかりの場所など、各地域の魅力を最大限、国内外へ発信できるようなルートとなるよう検討を重ねてまいりました。公表されましたルートは、このような検討過程の中で、組織委員会の考え方との整合性も考慮し、総合的な見地から決定されたものであります。

ルートに選定されなかった市町につきましては、今後、リレーイベントを企画していく中で、当該市町の情報発信など、何らかの工夫ができないか検討してまいりたいと考えております。

なお、今後は、道路レベルの走行ルートの確定、ランナーの募集、選定、出発式、セレブレーション等各種行事の企画立案など、本格的な運営準備を進めていくこととなります。

また、リレーを安全、確実に実施するため、警備、交通規制や消防、救急

体制等についても引き続き関係機関と協議してまいります。

一方、パラリンピック聖火リレーについてですが、競技を開催する3県に東京都を加えました4都県以外の43道府県は、トーチの受け渡しによるリレー方式ではなく、採火など火にまつわるイベント、いわゆる聖火フェスティバルを実施できることとされています。

詳細についてはまだ明らかではありませんが、本県としては何らかの形で聖火フェスティバルを実施することとし、あわせて各市町にもできる限り参画していただけるよう要請してまいりたいと考えております。

〔49番 館 直人議員登壇〕

○49番（館 直人） ありがとうございます。

答弁の中で、29市町あるけれども、ルートは12市町だということで間違いないですよ。はい、だと思います。

そんなことも含めての答弁をいただきましたんですけども、ルートに選定されていない市町が17あって、残念だなというふうに思ってみるのは、当然のことだと思いますけれども、イベントの中でどのようにされるか、そのときにおいても丁寧な説明等々含めながら協議を進めていって、しっかりとしたものにしていただきたいと思えますし、聖火フェスティバル、これも明くる年は我が県が三重とこわか国体、また三重とこわか大会を開催する地でもありますから、これが実施を絶対できるような、そんな思いを持っての取組、進めていただきたいと、心からお願いを申し上げます。

二つ目がスポーツの振興と推進ということでございます。

これまで知事とは本県のスポーツの振興、推進に関しまして、この場においても幾度となく議論をさせていただきました。

その中で、三重とこわか国体・三重とこわか大会の準備や、開催に関し、知事は、我が国のスポーツ振興の新たなスタートとなるように全力で取り組むんだと、力強い御答弁をいただき、まさに知事の強い決意であった、それが私自身も強く感じとったところであります。

あと1年余りで東京2020オリンピック・パラリンピックでありますし、そ

の翌年に、三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催となるところであります。今、そんな時期にあるわけでありますから、知事が御答弁された新たなスタート、つまりそれは新たなスポーツの価値のことを言われているんだろうというふうに思います。その価値をどのようにこの三重とこわか国体・三重とこわか大会に位置づけられるのか、具体的な知事の思い、お考えをお伺いしたいと思います。

また、いよいよ開催まで、あと1年余りとなった、この東京オリンピックにつきましても、全競技の日程がもう決定をされて、チケットの予約も好調であるというふうなことであります。

先ほど質問した聖火リレーもそうでありますし、それまでも事前キャンプ地の誘致なども、積極的で、新たな取組を進めるなど、大会の期待も本当に大きくなってきているなど、こんな思いもします。

ほかにも、スポーツで言いますと、今年の10月には、国内女子ゴルフ界の最高峰で、東京オリンピックの代表選手の選考にも重要となります、第52回日本女子オープンゴルフ選手権、これが津市で開催されます。

来年の12月になりますと、県内初となるフルマラソンのみえ松阪マラソンが、そしてその翌年の3月には、四日市ハーフマラソン大会が開催をされて、そして、今、三重の女子ラグビーチーム、パールズなどや多くの我が県を代表するチーム、選手が大活躍をいただいている、このように思います。

それとともに、スポーツ以外で申し上げれば、本当に待望久しかった、あの新名神高速道路県内区間の全線開通であったり、東海環状自動車道、これの延伸ということで、高速道路、また幹線道路等の整備が進んでいって、理想的な道路ネットワークを我が県が持ったなど、こんな思いがいたします。

そして、鈴木県政の3期目、そしてスポーツイヤー3年目、そして令和の新しい時代を迎え、これらの好機といいましょうか、この千載一遇のチャンスは今我々は手中にしていると言っても過言ではないと思います。

そこで、鈴木知事にお伺いをいたしますけれども、この大きなチャンスを逃がすことなく、どのようにこの三重とこわか国体・三重とこわか大会で

あったり、今後の本県スポーツのさらなる振興、発展につなげ、そしてこのスポーツの力で知事がいつも語られる、地域づくりと県政の進展に結びつけようとされているのか知事のお考えをお伺いしたいと思います。

そして、もう1点、未来への投資という観点で知事にお伺いをしたいと思います。

本年度のスポーツの振興関連予算につきまして、私は、国体準備予算であったり、また競技力向上対策予算、これについては、すごく評価をさせていただく一人でございます。しかしながら、諸経費の削減への努力というのは、これまた必要不可欠なことでもあると考えますけれども、ただ全てにおいて削減するだけなんだ、削減ありきではなくて、おもてなしにかかわる経費であったり、またしっかりと次へつないでいかなければならない関連予算も、これ、絶対あるというふうに思います。

つまり、さらなる競技力向上対策経費などは、十分に手当てをする必要があるんだろうと、このように考えますけれども、未来への投資ということについて、知事の所見をお伺いをし、この以上、3点についてよろしく願いをいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 3点御質問いただきました。まずは、1点目の新たなスポーツの価値の三重とこわか国体・三重とこわか大会への位置づけと、スポーツイヤーや今のチャンス、これを三重とこわか国体・三重とこわか大会や本県のスポーツを通じた地域づくりにどうつなげるか、この2点をまず答弁したいと思います。

平成から令和という新しい時代を迎えた今年度は、みえのスポーツイヤー5年間の取組の中間点であり、東京オリンピック・パラリンピック大会と三重とこわか国体・三重とこわか大会が間近に迫るなど、本県のスポーツ推進においても新たな局面を迎える年でもあります。

今後の2年間は、様々な取組の総仕上げの時期であることに加えて、その後の三重のスポーツをどう描いていくのか、スポーツを通じてどのような社

会を実現させるのかといった、大きな方向を決めていく重要な時期でもあります。

本県では、この3年間のうちに、伊勢志摩サミットやお伊勢さん菓子博2017など幾つもの大規模イベントを成功させてきました。これらはいずれも県民会議や実行委員会をはじめ、多くの県民の皆さんが力を結集し、オール三重で取り組んだことによる成果です。

特に、昨年夏のインターハイにおいて、大会運営にかかわった県内高校生たちの礼儀正しさ、明るく元気な応対、堂々とした振る舞いなどは、強く印象に残る出来事として私の記憶にもしっかりと刻まれています。

彼らをはじめ多くの県民の皆さんは、準備に全力を注ぎ、県内外から多くの人を迎え、もてなし、自分たちの地域の魅力を伝え、大会を成功に導いてきました。このような経験は、何物にもかえがたい大きな喜びとなって多くの人の心の中に残っているものと考えています。

これらの取組を生かして、人材育成やスポーツへの機運醸成をより一層進めるため、東京2020大会に向けて引き続き事前キャンプ地誘致や聖火リレーの運営準備に取り組みます。

いずれの取組も、多くの県民の皆さん、特に新時代を担う子どもたちにとって、世界トップのスポーツに間近で触れるまたとない好機でもありますから、ぜひ多くの経験をし、活躍し、交流し、成長する中で、将来への夢や希望を持ち続けてほしいと願っています。

インターハイ、そして東京2020大会と、一連の大規模大会における県民の皆さんの経験や活躍をレガシーとして後世に残すことができるかどうかは、翌年に開催する三重とこわか国体・三重とこわか大会の成功が大きな鍵になります。

両大会の成功に向けては、選手の活躍はもちろんのこと、彼らを支える指導者や、大会運営に携わるスタッフ、ボランティア、応援・観戦する人、そのほか両大会にかかわる全ての方々がそれぞれの役割を担う中で、自発的、積極的に、今、自分に何ができるかを考え、行動に移していただくことが大

切です。

そして、そのことが県民力の結集となり、地域に交流と活気をもたらされ、その後の地域づくりにつながっていくのではないかと考えています。

みえのスポーツイヤーにおける一連の取組において、こうして生まれ、継承されてきた若い力が、三重とこわか国体・三重とこわか大会で大きく開花し、両大会後も地域にとってなくてはならない存在としてまちづくりに貢献する姿こそが、まさに本県が目指すスポーツを通じた人づくり、地域づくりであると、私は考えます。

そして、このような姿がスポーツの新たな価値となって、県民力を結集した元気な三重づくりの実現につなげていけるよう、これからもしっかりと取り組んでまいります。

続きまして、3点目の国体などの予算、削減ありきではなく、しっかり未来への投資という観点で、手当てすべきところは手当てすべきということについての考えを述べます。

三重とこわか国体・三重とこわか大会の成功には、まずは、地元選手の活躍により、県民の皆さんに夢と感動を与えられるよう、天皇杯、皇后杯獲得を確実なものとしていかなければなりません。

また、三重県を訪れる多くの人々を心のこもったおもてなしで迎え、三重県の魅力を全国に発信するとともに、皆さんに、する、みる、支えるといった様々な形でかかわっていただき、県民力を結集することが重要です。

これらの取組は、未来への投資という観点からも、選手、指導者の育成、強化が本県の後々の競技力の維持に寄与し、国体後の安定した成績につながることを期待できるとともに、多くの県民の皆さんの協力や支援を得て県民力を結集することは、今後の三重の人づくり、地域づくりにつながるものと考えており、資源配分においても一定の配慮を行う必要があるものと考えています。

こうしたことから、天皇杯、皇后杯の獲得に向けた競技力向上対策に資源を重点配分するとともに、両大会の安全・安心を大前提としつつ、多くの県

民の皆さんの協力や参画が得られるような企画、演出などには、必要な予算確保に努めていきたいと考えております。

私は常々、担当部局には、競技力、市町への支援、そしておもてなしにかかわるバリアフリー、こういうところをしっかりとやるようにと言っております。そういう形でそれ以外のところで経費節減できるところ、しっかりとなくし、先例にとらわれることなく、しっかりとした大会運営の成功を前提としてやっていくように指示をしているところでありますので、そういう方向で進めていきたいと思っております。

〔49番 館 直人議員登壇〕

○49番（館 直人） ありがとうございます。

スポーツを通じての人づくり、地域づくり、まさに課題解決に向けて、これまでも質問の中でいろいろなことが指摘をされながら、この三重県をもっとよくしようという思いでの議論があったわけですけれども、その大きな力になっていくのは、やっぱり一つになること、オール三重の結集力の力が必要なんだろうというふうに思います。県民の皆さんの夢であったり、思いを実現できるように、さらに努力を重ねていく、そのつもりでともに頑張りたいと、こう思うところであります。よろしくお願ひしたいと思っております。

そして、大きく三つ目が三重とこわか国体・三重とこわか大会について。その一つ目が開催準備についてであります。この中でも先ほど知事がおっしゃっていただいた市町への支援のことについても含めておりますけれども、質問させていただきたいと思っております。

三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催まで、あと2年余りとなったところでありまして、国体準備に不可欠で重要なことと言えば、県としての充実した組織の整備であろうと、こう思いますけれども、今年度、人員も増員をし、組織体制の整備、充実を図られたということは、まさに成功への強い意気込みが感じられたということだと私も思っております。

しかしながら、この時期になっているにもかかわらず、県民の皆さんに、この三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催や開催意義が本当に浸透

されているか、このことについて私は不安を抱いている一人でありますけれども。

と申しますのも、先月、5月20日の月曜日でありましたけれども、三重テレビのMi eライブという番組がちょうどあって、その中で三重とこわか国体・三重とこわか大会のことが放映されていました。その番組に、三重県民スポーツ意識大調査というコーナーがあって、街角で県民の皆さんに、ふだんは運動されてますか、三重とこわか国体・三重とこわか大会、御存じですか、いつやるんか知ってますかなどなど、いろんなことを質問されるんですよ。知ってみえる方は、選手たちの練習を見ていると本当に励みになるんだ、期待しとんで頑張ってくれとか、もっともっと多くの県民の皆さんに関心を持ってほしいというような、いろいろなお声、私から言えばうれしく、貴重な御意見をいただいとるなど、こう思っていたんですけども、ずっと見ていると、回答をいただいた方は、日ごろからスポーツをされておられるような方々のお声やなというふうに感じました。

逆に、スポーツをされていないかな、あまりされていないんだろうなと思われる方々からは、開催時期であったり大会の名称、また地元で行われる競技種目なども知らない様子で、ちょっとさみしく感じたところでもございます。

これまで知事は、オール三重で取り組むと、この意欲を示しながら頑張っていたいてきた。しかし、番組を見ていて、まだまだ県民の皆さんには理解、浸透はされていないんだと、こう思わなければならないと思います。

このように知られていないとか、理解されていないという、この現実を認識していただいて、県民の皆さんに、三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催であったり、また新たなスポーツの価値、先ほど答弁いただいた、そのようなことを理解していただくためのしっかりとした広報、または周知活動は必須であると、このように思います。

そこで、今後展開をされようとする、その具体的な広報戦略とともに、広報計画についてどのようなものか、お伺いをしたいと思います。

また、開催各競技の運営等の中心を担っていただくのは、市町や関係競技団体の方々などになるわけでありますけれども、先ほど知事もお話がありましたけれども、県として市町との連携支援、これをどのように考えているのか、ここでお答えをいただきたいと、このように思います。

そして、三重とこわか国体・三重とこわか大会の運営に関しましては、本当に大勢のボランティアの皆さんの御協力がなければ成り立たないだろう、絶対に必要不可欠なボランティアの皆さんでありますけれども、そのボランティアの皆さんの確保に向けて、どのように取り組もうとされているのか、以上3点について伺いをいたします。よろしくをお願いします。

〔辻 日出男地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長登壇〕

○地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長（辻 日出男） 3点御質問いただきました。まず1点目、三重とこわか国体・三重とこわか大会に係る広報戦略と広報計画についての御質問についてであります。

三重とこわか国体・三重とこわか大会を県民力を結集した大会とするためには、県民の皆さんの両大会への幅広い理解と協力が必要となります。このため、県では広報の取組として、計画的、段階的に進めていくこととしています。具体的には、まず両大会を知っていただくことからスタートし、次に御自分の住んでいるところでどのような競技が行われるかなど、身近な場所での開催内容に関心を持っていただき、さらには両大会に自発的な協力や参加をいただけますよう、いわゆるとこわか運動の展開に取り組むこととしております。

このような考え方に基つきまして、まず平成28年度は、県が実施しますイベントでのPR活動や広報ボランティアによる周知活動などを行うとともに、平成29年度は、市町と連携したPR活動などに取り組んでまいりました。

また、平成30年度はとこわか運動の募集を開始し、同年度末時点では、130の取組の御登録をいただくことができました。

今年度は、そのとこわか運動をより一層拡大していくため、今年度末の目標を320の取組とし、企業や学校、団体等に働きかけを行っているところで

あります。

こうして3年間にわたり広報の取組を行ってきたところではありますが、先ほど議員御紹介の中にもありましたように、現実には両大会の開催を御存じない方もおられるなど、必ずしも周知が十分でない状況はしっかりと受けとめていく必要があると思っています。

このため、今後はとこわか運動をより一層押し進め、多くの県民の皆さんが両大会のPRの機会に接することがどんどん増えていきますよう、努めていきたいと考えております。

次に、市町との連携と支援についての御質問であります。

国体におきましては、正式競技、特別競技、公開競技、デモンストレーションスポーツの4種類の実施競技がありますが、これら競技の会場地となります市町は、国体実行委員会で決定されました業務分担、経費負担の方針に基づきまして、競技開催に必要な業務の計画策定及び実施並びにその経費を負担することとなります。

中でも、市町にとって負担の大きいものは正式競技と特別競技で、県内では、正式競技は19市町で37競技が、特別競技は3市で高等学校野球が開催されることとなっています。

いずれの競技も大規模な大会となるため、特に会場整備や競技運営などが大きな負担となります。

そこで県としましては、平成27年度に、市町競技施設整備費補助金を創設し、これまでホッケー、馬術、ボートなどの会場整備や、各会場の実施設計等の支援に取り組んでまいりました。

また、今後、市町では、国体の各競技会開催及びそのリハーサル大会のための運営準備を進めていくこととなりますが、市町からは、かねてより先催県で行われております運営面に係る支援制度についても早期に示してほしいとの要望もいただいてまいりました。

県としましても万全な運営に取り組んでいただくことが重要と考え、競技会のリハーサル大会並びに本大会の運営費に係る支援制度の基本的な考え方

を市町にお示ししたところでありまして、現在、これらの支援制度について、その内容を検討しているところです。

国体、全国障害者スポーツ大会、いずれにつきましても、市町の皆さんと一緒に進めていくことが大切です。今後も担当者会議や個別協議など多くの機会を通じまして、市町の不安や疑問に丁寧に答えていくなど、市町が、円滑かつ着実に準備を進められますよう、引き続き、連携、支援に努めてまいりたいと考えております。

最後に3点目、ボランティアの確保に向けての御質問であります。

三重とこわか国体・三重とこわか大会では、多くの皆さんにボランティアとして御協力いただく必要があります。先催県では国民体育大会で延べ約7000人、全国障害者スポーツ大会では延べ約1万人の方がボランティアとして参加いただいております。

両大会に参加いただくボランティアは、主に運営ボランティア、情報支援ボランティア、選手団サポートボランティアの三つがあり、いずれのボランティアも、数百名から1000名以上の人員を要するため、可能な限り早期に募集を始めていくことが大切なことから、まず運営ボランティアにつきましては、今年の秋に募集を開始します。

また、情報支援ボランティアについては、昨年度から、県内各地の手話サークル等に呼びかけを行い、協力をお願いをしており、本年度は各会場のまとめ役となるリーダーの養成に取り組むこととしています。

さらに、選手団サポートボランティアについては、特に次世代を担う若者にとって、障がいのある方への理解を深めるよい機会となることから、学生の皆さんに参加をいただけるよう、大学や専門学校等へ要請を行っているところであります。

いずれにしましても、先に申し上げましたとおり、両大会には、大変多くの県民の皆さんの御協力が必要となります。引き続き、様々な機会を捉え、関係団体とも連携しながら、ボランティアへの一層の参加促進に取り組んでまいります。

〔49番 館 直人議員登壇〕

○49番（館 直人） ありがとうございます。

今おっしゃったように、こちらももっと知っていただこう、そして協力もいただこう、最終は県民の皆さんの御理解と御協力というのが一番でありますし、それで大きなものを咲かすことが大きな狙いでもありますから、より一層しっかりとした周知、PR、続けていただきたいなと思いますし、市町、競技団体等々も三重県体育協会を通じての関係になってくるので、それは別として、市町の皆さんに多大な経費負担、また業務的な負担もあるわけですが、そこで支援制度をということでお話がありました。早急にそれをしっかりとしたものにしていただく、その理解やら協議やらいろいろな形の中で大変なことも多くあるんだろうと思いますけれども、ともに成功させる、そんな思いで議論を進めていただきたいなと、こう思いますし、ボランティア、まさに多くの方々、延べ人数では7000人、1万人を超えるということですが、大変多くの方々が必要と言ったら申しわけないけど、お手伝いいただかなければ運営ができない、これが現実でありますので、多くの県民の皆さんに本当に理解をいただけるように、県民意識調査でしたか、ボランティアとかそういうふうな活動について余りいい数字とか、その活動に対する考え方の中で、さもあるなという部分も意識調査を見ましたらありましたけれども、この大会のことを知っていただくこと、目指すところはここなんだということを理解いただくこと、それが大事だと思いますので、早急にこれも募集の段取りを進めていっていただいて、オール三重でという形になるように取り組んでいただきたいと思います。

スポーツの最後が、競技力向上対策についてであります。

天皇杯、これの獲得を目指してこれまで取組をしっかりと進めてきているところであります。昨年、インターハイがありまして、その経験をした少年選手、高校へ入学をするということからいくと、もう少年選手ではないわけですが、これまでのインターハイを目指そう、またこの大会を目指そうという少年選手、彼らには大きな期待をかけながら、競技力向上の

取組を進めてきた、まさに県としても貴重な手法であったり経験があるわけ
であります。

今後のこれら少年選手に対してどのような対策を施そうとしてみえるのか、
その進め方についてお伺いをしたいと思います。

次に、成年選手対策でございますけれども、国内を代表するような選手の
多くは、我が県においても県内の企業などに受け入れをいただいて、国体を、
いやいや、東京2020オリンピックの出場も視野に入れていただいて、頑張っ
ていただき、出ていただきたいなど、こう思う私でありますけれども、この
ような華やかな話の一方で、これらの選手の年次別の獲得目標、これは目標
に至っていないとのことでございます。思うように進んでいない状況、私は
このことについて危惧を持つところでありますけれども、この対策本部は、
県体育協会と連携をして、就職支援事業を展開していると、このように認識
しております。成年選手の獲得、本当に大丈夫なんですか、どこに課題や
要因があり、どのようなこれから対策をとって前へ進めようとしているのか
お伺いをしたいと思います。

そして、スポーツの最後の質問となりますけれども、今年は茨城国体が開
催されます。いきいき茨城ゆめ国体2019、これは第74回の国体になるわけ
であります。9月28日から10月8日まで、そして、いきいき茨城ゆめ大会
2019、これは第19回の全国障害者スポーツ大会ということで、10月12日から
14日に開催されます。この茨城国体の三重県の目標順位、それは10位以内と、
このように定めているところでありますけれども、これに向けての強い意気込
みをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

〔辻 日出男地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長登壇〕

○地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長（辻 日出男） 3点の御質
問をいただきました。1点目、少年選手の強化対策、2点目、成年選手獲得
対策、さらに3点目、茨城国体に向けた意気込みについてであります。

まず1点目、少年選手の強化についてであります。これまで少年選手の
強化に当たりましては、高等学校運動部強化指定事業などにより、主に毎年

の国体で少年選手の主力となる高校3年生などを中心とした強化活動を支援してきたところです。

しかしながら、令和3年の三重とこわか国体で少年種別の中心となりますのは、今年度の高校1年生ということで、今年の茨城国体や来年の鹿児島国体での選手とは必ずしも同じ選手ではありません。

このため今年度からは、従来の強化対策事業を組み直すとともに、これまで中学3年生までとしていたチームみえジュニア育成事業の対象を、高校1年生まで拡大することとしております。

また、少年種別で安定した競技成績を獲得するには、優れた指導者が必要となります。このため、指導者の資質向上を目的に、チームみえ・コーチアカデミーセンター事業にも取り組んでいるところです。

少年種別の強化につきましては、このように三重とこわか国体までの2年先を見据えた、いわゆるターゲットエイジの育成、強化に重点を置いて取り組んでまいります。

次に、成年種別についてであります。成年種別においてはテニスやレスリングなど毎年の国体で確実に得点できる競技がある一方、全国レベルで戦える選手が不足している競技もあります。

このため、県内選手の強化はもちろんのことですが、成年選手が本県に定着し、競技活動を継続できますようトップアスリート就職支援事業に取り組んでいるところです。

しかしながら、近年、トップアスリートは、2020年の東京オリンピックを目指して、首都圏での競技活動を志す者が多く、選手の獲得は必ずしも思うように進んでおりません。

これまでの取組から、選手獲得のための体制や企業への働きかけを行う県体育協会との連携が十分でなかったとの課題が見えてきました。

このため、選手獲得のための体制としまして、スカウト担当を1名から3名に増員し、体制を拡充しました。

また、三重県体育協会との連携を密にし、定期的に連絡調整の場を設けて

おるところでございます。

今後、より多くの選手のもとへ出向き、三重県代表として戦っていただけますよう働きかけてまいりたいと考えております。

最後に今年度の茨城国体についてであります。今年度は三重県競技力向上対策基本方針におきまして位置づけました躍進期の最初の年を迎えることとなります。躍進期の目標は天皇杯順位10位以内ということで、おおむね1400点以上をとる必要がございます。

これまでの本県の実績を踏まえますと、1400点というのは、非常に高いハードルではございますが、2年後の三重とこわか国体での天皇杯、皇后杯獲得に向けましては、何としましても乗り越えていかなければならないものがありますから、ひるむことなく、あらゆる手だてを尽くして、目標達成に努めてまいりたいと、そのように考えております。

〔49番 館 直人議員登壇〕

○49番（館 直人） ありがとうございます。

もう事細かには申し上げることをいたしませんけれども、どれもこれも高いハードルがあると思います。1400点とるので、本当にいろいろなことをもっともっと詰めていく部分もあるんでしょうけれども、それを超えていかないと、人づくり、地域づくりはスポーツでできない、そこまでは申しませんけれども、オール三重の力を結集できるがためにも、その努力をしていただくことをお願いをして、このスポーツに関する質問は終わらせていただきたいと思っております。

次は、四つ目のもうかる農業、水田農業についてということでございまして、一つ目は、新しい「三重の米（水田農業）」戦略について質問をさせていただきます。

「三重の米（水田農業）」戦略を策定するに至った背景といいましょうか、このころの農業を取り巻く社会情勢を簡単に振り返らせていただきたいと思っております。平成14年でありますけれども、米政策や水田農業にとって、大きな動きといいましょうか、歴史的な米政策の大改革が敢行されました。そ

の時代の要請とも言うべき改革しなければならないことは、特筆をすると大きく3点ありました。

その一つ目は食の安全・安心への対応ということでございまして、これは、BSEがありましたし、食品偽装表示、また残留農薬、無登録農薬の使用などによって、食に対する信頼が大きく失墜をし、食に関する生産、加工、流通のシステムの確立が求められたことがまず一つ。

二つ目は、地球環境に優しい農業への転換を求められたこと。これは大量生産、大量消費、大量廃棄の社会システムから、資源循環型社会への転換が求められて、水田農業においても、一層、自然生態系の保全を図りながら、多面的機能の発揮ということが求められた。これが二つ目。

三つ目は、やはり国の政策転換への対応をしなければならないことであります。

国は、平成14年12月に、米政策改革大綱を策定して、それを16年度から実行すると、このようにしたんですけれども、この大綱とは何やといいますと、消費者重視、市場重視の考え方のもとで、需給調整制度、流通制度、そして関連政策の改革、つまり早い話が自らの責任で市場動向を的確に把握をして供給できる農業者、産地だけが、市場競争に勝ち残れる、そんなシステムに移行するんだというものであります。

このような流れの中、本県の場合、耕地面積の75%を水田が占めておりますことから、生産者、生産者団体が自主的、主体的に、それぞれの地域の米づくりであったり、水田農業のあり方を考えて、そして、時代の要請である課題に、的確に対応した産地づくりを推進する上で指針となる、県としての施策展開や農業振興の方策を示すために、戦略検討会議を立ち上げて、その議論を経て、これが1回目なんですけども、(現物を示す)平成16年3月に、新たな「三重の米(水田農業)」戦略を策定して、三重県の米、水田農業の振興、また推進の取組が始まったところであります。

そして、平成22年12月には、三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例が制定をされて、平成24年3月には、この条例の規定に基づき、その

基本計画を策定しました。この基本計画を上位計画として、水田農業の維持・発展の指針となりますのが、さっきは新たなでしたけれど、（現物を示す）今度は新しい「三重の米（水田農業）」戦略を策定をして、このときからです。もうかる農業、もうかる水田農業の実現に向けて、各種の施策、事業を今、展開、推進していると、こんな流れであります。

そこでお伺いをさせていただきますけれども、この戦略の方針の中には、具体的な取組として4本の方策に19本の具体的な取組が掲げられているところでもあります。それらの取組のこれまでの成果と課題、また今後の方策展開等をどのようにして取り組もうとされてきているのか、お伺いをさせていただきます。よろしくお願ひします。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） 三重の米戦略に基づきます、これまでの取組の成果と今後の展開について御答弁をさせていただきます。

平成26年3月に策定をいたしました、新しい「三重の米（水田農業）」戦略は、本県の水田農業を将来にわたり持続的に発展させていくため、令和3年度を目標年度とし、関係者が共有する目指すべき姿や具体的な方策を取りまとめたものでございまして、その取組方向として、水田作物のマーケティング対策、米、麦、大豆の生産性向上対策、地域に適した作物の生産性向上対策などを掲げているところでございます。

この戦略に基づきまして、これまで水田作物のマーケティング対策におきましては、県も参画いたします、みえの米ブランド化推進会議を中心に、首都圏等の高級ホテルなどでの三重県フェアや、県内外のイベントでの県産米の情報発信などにより、販路拡大に取り組みました。

特に、本県が育成しました結びの神につきましては、プロモーションなどを通じてブランド力の向上を図り、本年度の栽培面積は戦略策定時に比べて約3倍となります228ヘクタールまで拡大しているところでございます。

また、米、麦、大豆の生産性向上対策では、米、麦、大豆の2年3作体系のブロックローテーションの取組を進めますとともに、米の品質向上あるい

は麦、大豆の収量向上に取り組んでまいりました。

特に、麦におきましては、実需者からの増産ニーズに対応するため、生産性の高い品種への転換でありますとか栽培技術の向上に取り組み、生産量は戦略策定時の約1万7000トンから約2万トンへと増加しているところでございます。

また、地域に適した作物の生産性向上対策では、排水不良などで麦、大豆の作付に適さない水田におきまして家畜の餌となります飼料用米の定着を図るために、収量の多い品種の導入を進め、栽培面積は戦略策定時の約4倍となる1691ヘクタールということになってございます。

また、加えてキャベツやカボチャなどの加工業務用の野菜、あるいは県内の食品企業と連携しました、ゴマなどの収益性の高い作物の導入も進められておるところです。

今後は、これまでの取組を引き続き進めますとともに、米の消費量の減少など水田農業を取り巻く環境の変化に対応していくため、新たな取組としまして、堅調な需要が見込まれます中食、外食などの業務用米の需要に対応する、収量が多く食味のよい品種の開発や生産拡大、あるいは農作業の省力化、生産性の向上に向けたICTなど新たな技術を活用したスマート農業の導入などを進めることで、もうかる水田農業の実現に向け、取り組んでまいります。

〔49番 舘 直人議員登壇〕

○49番（舘 直人） ありがとうございます。テレビ等々見ていただく県民の皆さんも、これまでの成果はしっかりと理解をいただいたんかなと、このように思ってます。

そこで、再質問でありますけれども、本戦略、これの検証、見直しに関してなんですけれども、本戦略の計画期間はおおむね10年先を見据えた中で、目標年度を、答弁もいただきましたけれども、令和3年度、2021年度とされているところであります。目標年度の前年、2020年は、農林業センサスがある年だったと思いますけれども、そういうふうなことから言えば、タイミング

はいいいかなと思いますけれども、この戦略も策定をしてからもう6年が経過しているところであります。

また先日、藤田議員の質問の中で、もうかる農業に関する質問において、県内の3分の2の認定農業者は農業所得が500万円未満。特に、水田農業などの所得が低いと、このような目標にはほど遠い状況にあることが御答弁もいただいたところでありますし、そしてそのことをもって、もっともうかる農業の実現に向けて部長は取り組むんだと、このような決意も示していただいたところであります。

であるならば、今年度は、その上位計画であります基本計画を見直す年でもあります。この戦略もしっかりとした検証と見直しをともに行うべきだと、このように思いますけれども、いかがでしょうか。お答えいただきたいと思っております。

○農林水産部長（前田茂樹） 6年前と比べまして、やはり水田農業を取り巻く環境というのは、かなり変化をしてきておるといふふうに思っておりますし、またこの戦略につきましては、みえ県民力ビジョンでありますとか、三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画を受けたアクションプランというふうな位置づけもしてございますので、こうした県民力ビジョンの次期行動計画の見直しでありますとか、あるいは三重県農業農村整備計画の見直しも現在予定をしておりますので、そうした議論を進める中で現行の戦略につきましてもきちっと検証した上で、市町やJA等農業関係団体の皆さん、あるいは実需者の方の御意見も聞きながら、できれば来年度の早い時期に見直しを行いたいと思っております。

〔49番 館 直人議員登壇〕

○49番（館 直人） 強い決意、お聞きをしました。

私も当然ですけども、藤田議員も当然にその議論に入りながら、しっかりとした本当にもうかる農業、この実現に向けて頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

二つ目が、担い手となる農業経営体の確保、育成等に関する取組というこ

とでありますけれども、これももうかる水田農業に不可欠なもの。それは、担い手の農地集積による経営規模拡大や高度化ということ、そして法人化も視野に入れた担い手や経営体の確保、育成などなど、方策を挙げていけば枚挙にいとまがないほどあるなど、このように思いますけれども、そこでこれまでの県としての取組状況、今後の方策の展開についてお伺いをしたいと思います。よろしくをお願いします。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） 担い手への農地集積あるいは経営体の育成に向けてました県の取組と今後の展開につきまして御答弁をさせていただきます。

県では、認定農業者や集落営農組織などの意欲のある経営体が、地域の水田農業を担っていけるよう、地域の合意形成とともに、生産性の向上や競争力の強化に向けた、様々な取組を進めておるところでございます。

具体的には、経営規模の拡大に向けた、農地の集積、集約化、経営体における経営管理能力と信用力の向上を目指した経営の法人化、あるいは集落内において農作業を受託する集落営農組織の設立支援、また生産性を向上させる高性能な機械、施設の導入支援などを進めてきたところでございます。

こうした取組の結果、地域農業のマスタープランであります、人・農地プランに位置づけられました、水田農業を担う経営体は、農地中間管理事業の活用が本格化しました平成27年度からの4年間で160程度増加いたしまして、約2500経営体になってございます。

また、このうち、100ヘクタール以上の規模を有する経営体につきましても、この4年間で20経営体まで増加しておるところでございます。

今後もさらに、地域において、水田農業を担う経営体を確保、育成していくためには、市町などと連携しながら、集落における話し合いを活発化させ、より実効性の高い、人・農地プランの策定を図ることで、担い手への農地集積をより一層、促進していくことが必要であると考えてございます。

具体的には、集落等におきまして、アンケートであるとか農地地図を活用しました農地利用の現況の把握、農地を集積する担い手と規模を縮小してい

く農業者の明確化、農地中間管理事業や基盤整備事業の活用方針の確認などの合意形成を地域で進めていただいて、人・農地プランの実効性を高めることで、担い手への農地集積を加速化していきたいと考えてございます。

今後引き続き、関係機関などと連携しながら、水田農業を担う経営体において、規模拡大によるスケールメリットの獲得でありますとか、経営改善による農業所得の向上に向けた取組を進めてまいります。

〔49番 館 直人議員登壇〕

○49番（館 直人） ありがとうございます。

それでは、次の水田農業施設・基盤の維持管理や機能確保対策についてでありますけれども、これもまたもうかる水田農業でありますけれども、それを支える農業施設・基盤については国等の制度を有効に活用して整備が進められてきました。しかしながら、整備後、かなりの時間が経過をして、諸施設の老朽化等とそれに伴う改修事業などの要望は強く、また多くいただいているし、その要望があるというのを実感しております。そして、危機的な状況にあるものも存在しているんだらうと、このように思うんですけれども、そこでこの水田農業を支える老朽化した農業施設・基盤の機能確保や維持管理対策などをどのように進めようとしているのか、まずお伺いをしたいと思います。

そしてもう一つは、農村地域は、過疎化とか高齢化の進行に伴いまして、集落機能の低下が顕著なところが多い、このようにも指摘がされる場所があります。地域の共同活動の継続が難しくなることは、容易に推察、また想定もできるわけでありまして、地域資源でもあります、農用地、また水路、農道等のこの適切な保全管理は不可欠でありまして、重要なこととなりますのは、もう当然のことです。今後、どのように保全管理等を支援していくのか、このことについてもお伺いをいたしたいと思っております。よろしく申し上げます。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） 老朽化した農業水利施設の維持管理でありますとか、農用地、水路等の地域資源の保全管理について御答弁をさせてい

たきます。

農業水利施設は、営農の高度化や効率化など農業生産を支えることはもとより、防災・減災機能を有するなど重要な役割を担っており、施設の適切な補修や維持管理によって、将来にわたりその機能を安定的に発揮させていくことが大変重要であると考えてございます。

県内には、これまでに県営事業で整備しました排水機場、頭首工などの基幹的な農業水利施設が288施設ございます。

この中で、標準耐用年数を超える施設が全体の75%を占めるなど、老朽化した施設の用水安定供給等の機能低下が懸念されておるところでございます。

こうしたことから、県では、老朽化した施設の機能確保を図るために、ストックマネジメントの手法を導入しまして、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減にもつなげておるところでございます。

次に、農用地や水路等の地域資源の保全管理についてでございますけども、これにつきましても県では多面的機能支払制度を活用しまして、地域の方々の共同活動に対して支援を行ってきたところでございます。

この結果、この5月現在で、県内711組織が多面的機能を確保する共同活動をしていただいておりますが、一方で近年、農業者の高齢化でありますとか過疎化の進行に伴って共同活動の継続が困難になることが懸念されております。

こうしたことから、適切な地域資源の保全管理活動を維持、継続していくために、若い世代の方とか女性の方なども巻き込んだ活動とか、あるいは企業の方にも連携していただいた多様な主体が参画する体制づくりを進めておるところでございますし、活動組織の広域化というものもあわせて進めておるところでございます。

今後も引き続き、施設の長寿命化対策を計画的かつ効果的に推進していきますとともに、多様な主体の参画あるいは広域化などで共同活動が持続的に展開できる体制づくりを進めていきたいと思っております。

〔49番 館 直人議員登壇〕

○49番（館 直人） ありがとうございます。

まさに言われたように、やはり集落といいましょうか、その前に地域営農があるのかわかりませんが、地域のつながりがあって、多面的機能を確保する活動の中でも農家だけではなくて、普通の地域住民の方々も一緒になっていろいろな活動をやっている、その発表も、獣害対策と一緒にいつも総合文化センターのほうでありますけれども、本当に一生懸命取り組んでいただいていると思うんですね。やはりそれに応えられる、そしてこの農業を守っていかうとして一生懸命やっただく、地域の資源を守りたい、自分たちで守るんだ、そんな思いも強く受けとめていただいて、支援等々も進めていただきたいなど、このように思います。

最後になりますけれども、防災、減災の関係であります。防災重点ため池など水田農業施設・基盤の防災・減災対策についてであります。

代表質問で私どもの長田代表からも一部ありましたけれども、それを縫って御答弁をいただきたいと思いますが、近年、激甚化、広域化、頻発化する自然災害、そして近い将来に発生が危惧される南海トラフ地震への備えとしての、防災・減災対策、これは本当に欠くことができない重要なことだと。当然、県民の生活にも即影響する部分でありまして、農業においてはもっともっと影響するんだろうと、こう思っておるんですけども、そこで地域資源でもあります各種農業施設・基盤、これが老朽化が著しい状況、先ほどのお話にもありましたけれども、それらを含めていって安全・安心な農村づくりという観点からも防災重点ため池等の防災・減災対策、しっかりと進めていく必要があるし、今までも取り組んでいただいている部分があるんだと思いますけれども、今後においてどのようにそれを進めていくのか、お伺いいたします。よろしくをお願いします。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） 安全・安心な農村づくりに向けました防災重点ため池等の防災・減災対策につきまして、御答弁をさせていただきます。

近年、頻発、激甚化する豪雨災害でありますとか、南海トラフ地震等に備えまして、農業用ため池や排水機場の防災・減災対策を進めていくことは、

安全・安心な農村づくりを進める上で喫緊の課題であると考えております。

県内の防災重点ため池につきましては、国の示す選定基準により見直した結果、544カ所から約3倍の1640カ所となって、今後計画的に対策を進めていく必要があると考えてございます。

また、農業用施設として整備した排水機場につきましても、近年の異常気象等によります降雨特性などを踏まえた対策を進めていく必要があると思っております。

こうしたことから、県では、三重県農業農村整備計画に基づきまして、ため池等では、洪水時の防護流域への影響等を考慮した優先度を設定するなど、効果的な整備を進めておりますし、また国の進めます防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策なども活用して、効果的な整備をさらに加速させていきたいと考えてございます。

しかしながら、ハード対策というのはかなり費用と年数がかかるということで、まずはソフト対策として、ため池につきましては、ため池ハザードマップの整備、あるいはマップを活用した防災訓練の実施を促進してまいります。

また、排水機場につきましても、管理者である市町や関係団体と連携しまして、防災気象情報の活用促進や早期の連絡、警戒体制の確保など、管理体制の充実強化に努めていきたいと考えてございます。

今後も引き続き、市町や関係団体と十分に連携を図りながら、防災・減災対策を推進し、安全安心な農村づくりを目指してまいりたいと考えております。

〔49番 館 直人議員登壇〕

○49番（館 直人） 今回は久しぶりに時間内に終われそうです。部長、ありがとうございます。知事、ありがとうございました。局長もありがとうございました。

最後に、この農業の関係ですけれども、人口減少であったり、また高齢化社会の到来であったり、食料自給率の低下、そして先ほどの防災意識の高ま

りということなどがあります。農業、農村を取り巻く状況、情勢は大変厳しいものがあるなど。このことはどこでもそうに感じていただいているんだろうというふうに思います。そして、大事なのは担い手であります。今、中小企業、小規模企業の中でも事業承継の関係の話と全く同じで、廃業されてしまったらどうするの、農地はどうなるのというのと一緒に、今日も知事のほうから持続可能な農業のお話がありましたけれども、本当に農業、国土の保全であったり、水源の涵養など、まさに農業、農地が持つ、先ほどから出てきておりますけれども、多面的機能の維持増進、これをしっかりと図っていく、それを努力しなければならないんだ、それをしなければ農業もだめになるし、もうかる農業まで全然手が届かない部分になってしまうだろうと、このように思います。やはり地域活動に取り組む集落であったり、農地を適切に維持管理し、農業生産活動等に地域を挙げて継続して、そんな取組ができること、それがここで言うもうかる農業、そして知事が言われた持続可能な農業につながっていくんだと、このように思います。農業のさらなる推進、また発展のために一層御努力いただくことをお願いを申し上げて、私の質問を終結したいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（北川裕之） 以上で、本日の県政に対する質問を終了いたします。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○副議長（北川裕之） お諮りいたします。明13日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（北川裕之） 御異議なしと認め、明13日は休会とすることに決定いたしました。

6月14日は引き続き定刻より、県政に対する質問を行います。

散

会

○副議長（北川裕之） 本日はこれをもって散会いたします。
午後3時2分散会